

不登校児童生徒への支援に関する最終報告別添資料

No	資 料	頁
(1)	文部科学省における不登校児童生徒への支援施策	1
(2)	不登校児童生徒の実態調査結果	13
(3)	横浜市教育委員会における不登校対策の現状と課題	35
(4)	令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果	55
(5)	京都市教育委員会ヒアリング資料	64
(6)	鳥取県教育委員会ヒアリング資料	78
(7)	文部科学省における家庭教育支援について	87
(8)	家庭教育支援センターペアレンツキャンプヒアリング資料	91
(9)	特定非営利法人フリースクール全国ネットワークヒアリング資料	112
(10)	さいたま市教育委員会ヒアリング資料	129
(11)	教育委員会における学校外の公的機関や民間施設、ICT等の活用による学習に関する取組と課題	143
(12)	児童生徒の心のケアや環境の改善に向けたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる支援の促進等について（令和2年5月14日 事務連絡）	144

文部科学省における不登校児童生徒への支援施策

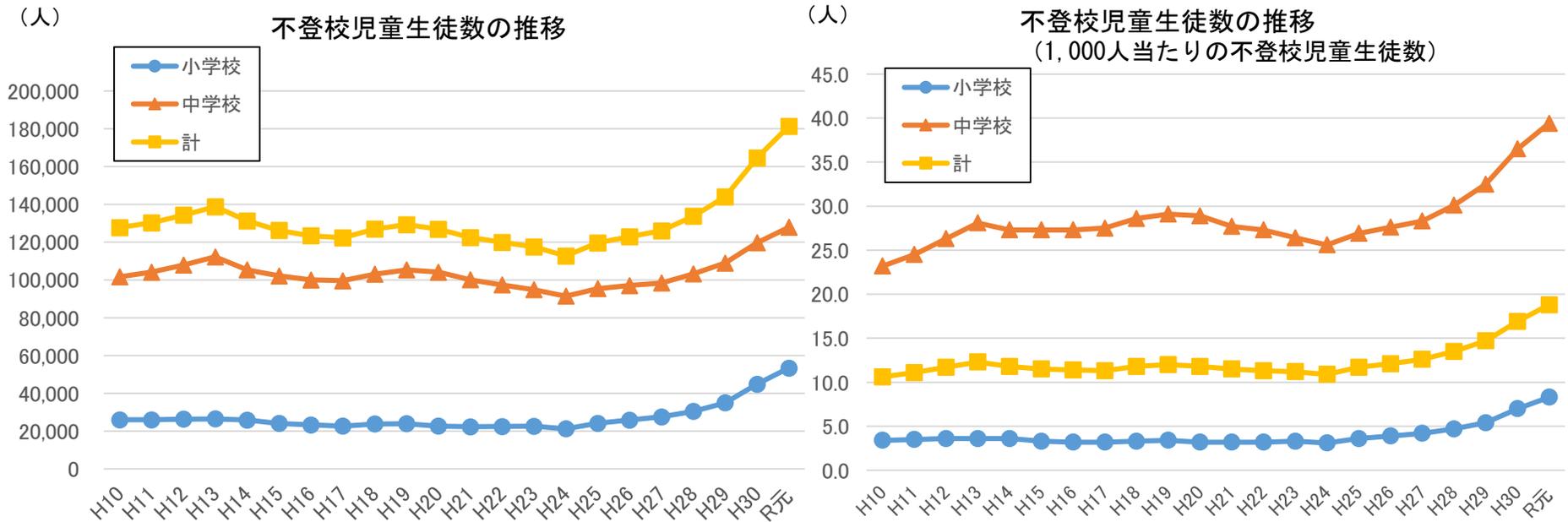
令和3年10月6日
不登校に関する調査研究協力者会議資料



文部科学省

小・中学校における不登校の状況について

小・中学校における不登校児童生徒数は181,272人（前年度164,528人）であり、1,000人当たりの不登校児童生徒数は18.8人（前年度16.9人）。1,000人当たりの不登校児童生徒数は、平成10年度以降、最多となっている。



不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
小学校	26,017	26,047	26,373	26,511	25,869	24,077	23,318	22,709	23,825	23,927	22,652	22,327	22,463	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350
	3.4	3.5	3.6	3.6	3.6	3.3	3.2	3.2	3.3	3.4	3.2	3.2	3.2	3.3	3.1	3.6	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3
中学校	101,675	104,180	107,913	112,211	105,383	102,149	100,040	99,578	103,069	105,328	104,153	100,105	97,428	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922
	23.2	24.5	26.3	28.1	27.3	27.3	27.3	27.5	28.6	29.1	28.9	27.7	27.3	26.4	25.6	26.9	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4
計	127,692	130,227	134,286	138,722	131,252	126,226	123,358	122,287	126,894	129,255	126,805	122,432	119,891	117,458	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272
	10.6	11.1	11.7	12.3	11.8	11.5	11.4	11.3	11.8	12.0	11.8	11.5	11.3	11.2	10.9	11.7	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8

※平成10年度調査より不登校児童生徒として調査を行っている。

小・中学校における不登校の状況について

90日以上欠席した者は不登校児童生徒数の55.6%を占め、長期に及び不登校児童生徒が多い。

区分	欠席日数30～89日の者		欠席日数90日以上で 出席日数11日以上の方		欠席日数90日以上で 出席日数1～10日の者		出席日数0日の者		(大) 不登校 児童生徒数
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
小学校	30,718	57.6%	18,383	34.5%	2,648	5.0%	1,601	3.0%	53,350
中学校	49,697	38.8%	60,188	47.1%	12,280	9.6%	5,757	4.5%	127,922
合計	80,415	44.4%	78,571	43.3%	14,928	8.2%	7,358	4.1%	181,272

※ パーセンテージは、各区分における不登校児童生徒数に対する割合。

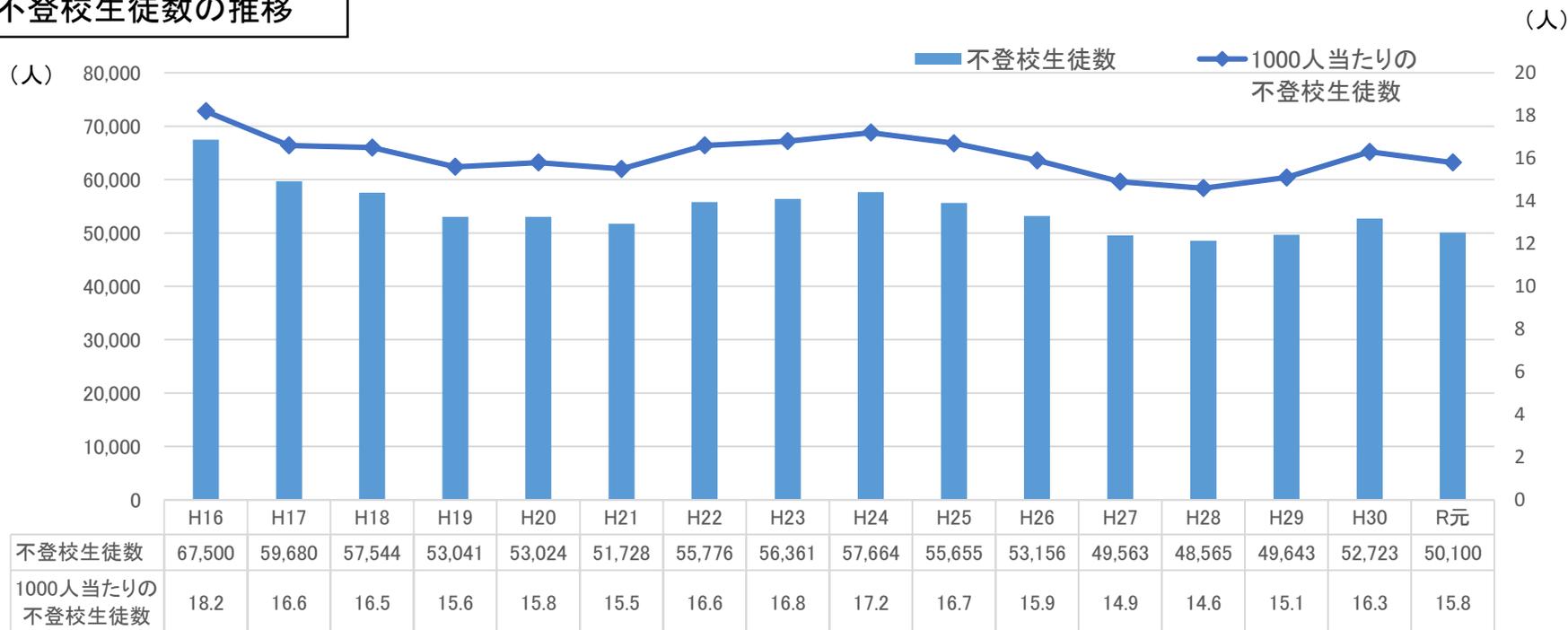
55.6%

(出典)文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(令和元年度)

高等学校における不登校の状況について

高等学校における不登校生徒数は50,100人（前年度52,723人）であり，1,000人当たりの不登校生徒数は，15.8人（前年度16.3人）である。

不登校生徒数の推移



90日以上欠席した者は，不登校生徒数の19.0%である。

区分	欠席日数30～89日の者		欠席日数90日以上で出席日数11日以上の方		欠席日数90日以上で出席日数1～10日の者		欠席日数90日以上で出席日数0日の者		不登校児童生徒数
国公立計	40,592	81.0%	7,685	15.3%	1,202	2.4%	621	1.2%	50,100

	国公立計	不登校生徒数に対する割合
不登校生徒のうち中途退学に至った者	11,210	22.4%
不登校生徒のうち原級留置になった者	3,491	7.0%

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（概要）

【議員立法 平成28年12月14日公布】

I. 総則(第1条～第6条)

目的 教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

基本理念

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定

II. 基本指針(第7条)

- 1 文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する
- 2 作成又は変更するときは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる

III. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等(第8条～第13条)

国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

IV. 夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等(第14条・第15条)

- 1 地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる
- 2 都道府県及び区域内の市町村は、1の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる
構成員：①都道府県の知事及び教育委員会、②都道府県内の市町村長及び教育委員会、③民間団体等

V. 教育機会の確保等に関するその他の施策(第16条～第20条)

- | | |
|--------------------------------|---|
| 1 実態把握及び学習活動に対する支援の方法に関する調査研究等 | 5 学校生活上の困難を有する児童生徒等からの教育及び福祉をはじめとする各種相談に総合的に対応する体制の整備 |
| 2 国民の理解の増進 | |
| 3 人材の確保等 | |
| 4 教材の提供その他の学習の支援 | |

VI. その他

- | | |
|--|--|
| 1 公布日から2月後に施行(IV.は、公布日から施行) | 3 政府は、多様な学習活動の実情を踏まえ、施行後3年以内に検討を加え、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずる |
| 2 政府は、速やかに、必要な経済的支援の在り方について検討し、必要な措置を講ずる | |

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（概要）

（平成29年3月31日 文部科学大臣決定）

1. 教育機会の確保等に関する基本的事項

- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等の意義・現状
- 基本指針の位置付け
- 基本的な考え方
 - ・ 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等
 - ◆ 魅力あるより良い学校づくりを目指すこと
 - ◆ 不登校児童生徒の社会的自立を目指すこと
 - ◆ 就学に課題を抱える外国人の子供に対する配慮が必要
 - ◆ 不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること
 - ◆ 不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うこと 等
- ・ 夜間中学等における就学の機会の提供等 → 設置の促進や多様な生徒の受入れを推進することが必要
- ・ 国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下で施策を実施

2. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

- 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり
 - ・ 魅力あるより良い学校づくり
 - ・ いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり
 - ・ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施
- 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進
 - ・ 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
 - 不登校児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、状況把握及び関係機関等との情報共有などの継続した組織的・計画的な支援の推進 等
 - ・ 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保
 - 不登校特例校・教育支援センターの設置促進、教育委員会・学校と民間団体の連携等による支援の推進、多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性を踏まえた支援 等
 - ・ 不登校等に関する教育相談体制の充実
 - 教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携した体制構築の促進 等

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

- 夜間中学等の設置の促進等
 - ・ 設置の促進
 - ニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に基づく協議会の設置・活用、広報活動の推進
 - ・ 既設の夜間中学等における教育活動の充実
 - ・ 自主夜間中学に係る取組
- 夜間中学等における多様な生徒の受入れ
 - ・ 義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒など、多様な生徒の受入れを図る

4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

- 調査研究等
- 国民の理解の増進
- 人材の確保等
- 教材の提供その他の
- 相談体制等の整備
- 学習支援

【背景】 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の施行状況の検討等に際し、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含めこれまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめた。

【概要】

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

- ・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを旨とする必要があること
- ・不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや継続理由に応じて、適切な支援や働き掛けを行う必要があること

2 学校等の取組の充実

- ・不登校児童生徒が生じないような魅力あるよりよい学校づくりを目指すほか、児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施すること
- ・校長のリーダーシップの下、教員だけでなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携協力し、組織的な支援体制を整えること
- ・個々の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など多様な教育機会を確保すること

3 教育委員会の取組の充実

- ・研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解などを身に付けさせ、教員の資質向上を図ること
- ・教育支援センターの整備充実を進めるとともに、教育支援センターを中核とした不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備すること
- ・訪問型支援など保護者への支援の充実を図るほか、日頃から民間施設とも積極的に情報交換や連携に努めること

学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

学校外の施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、「民間施設についてのガイドライン」を参考に、校長が教育委員会と連携して判断すること
- ★当該施設に通所又は入所して相談・指導を受けること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、当該施設における学習内容等が学校の教育課程に照らし適切であると判断できること



自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★ICTや郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること
- ★訪問等による対面指導が適切に行われること
- ★当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的なプログラムであること
- ★校長は、対面指導や学習活動の状況等を十分把握すること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、学習内容等がその学校の教育課程に照らし適切であると判断できること



教育機会確保法の施行状況の検討について

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）附則の規定に基づき、法の施行状況について検討を実施。

（参考）教育機会確保法附則

3 政府は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、この法律の施行後三年以内にこの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づき、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずるものとする。

検討スケジュール

2018年12月

不登校、フリースクール、夜間中学の有識者による合同会議（第1回）を開催
（不登校に関する調査研究協力者会議 フリースクール等に関する検討会議 夜間中学設置推進・充実協議会）

2019年1～2月

不登校児童生徒の支援に係る実態調査を実施

趣旨・概要

各教育委員会等における不登校児童生徒の支援に係る現状を把握するため、

- ①教育機会確保法成立後の取組
- ②民間の団体・施設との連携状況
- ③教育支援センターの活用状況

についての実態調査を実施。調査結果をHPに掲載。

※調査対象：都道府県及び市区町村教育委員会、知事部局、国立大学法人、公立大学法人

3月以降

実態調査の結果等を踏まえつつ、有識者会議において検討

第2回（H31.3.15） 第3回（R1.5.13） 第4回（R1.6.7）



6月末

再び、不登校、フリースクール、夜間中学の有識者による合同会議を開催し、これまでの議論を取りまとめ

教育機会確保法の施行状況に関する議論のとりまとめ【概要】

「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の附則の規定に基づき、平成30年12月から有識者会議において法律の施行状況についての検討を行い、令和元年6月にその議論をとりまとめた。不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する主なとりまとめの概要は以下のとおり

主な現状・課題

- 小・中学校における不登校児童生徒数は、平成25年度以降5年連続で増加している。（小中合計：**144,031人**）
- 法や基本指針の内容が教職員に十分周知されておらず、その趣旨に基づく対応が徹底されていない。
→教職員に対し、研修を通じ法及び同法に基づく基本指針の趣旨等の周知徹底を行った教育委員会等：**315（約16%）**
- 特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校（不登校特例校）は全国に**12校**あり、このうち法成立後、新たに設置されたものは**2校**。（59の教育委員会等が設置を検討している）。
- 教育支援センターは全国に**1,295箇所**、**約6割**の自治体に設置されている。未設置の主な理由は「通所を希望する不登校の児童生徒が少ないと見込まれるため」や「予算・場所の確保が困難なため」。
- 約15%**の教育委員会等が不登校児童生徒の支援に当たり、民間の団体・施設と連携している。連携していない主な理由は「域内に民間の団体・施設がないため」や「不登校児童生徒が利用できる施設が他にあるため」。
- 法や基本指針の内容が児童生徒、保護者、地域の関係機関等に十分周知されていない。（法の趣旨を周知するため広報活動に取り組んだ教育委員会等は**約5%**）
- 約500**の教育委員会等において、不登校児童生徒が多く在籍する小学校や中学校に対し、その支援のための**スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー**の配置を工夫している。
- 約60**の教育委員会等で不登校児童生徒が学校外の機関等に通うための経済的支援を行っている。

主な対応の方向性

- 全ての教職員が法や基本指針の趣旨（不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要であること等）を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うことができるよう、校内研修を始めとする教職員研修等を通じ、**法や基本指針の理解を深める**とともに、**民間の団体等と連携**するなどして、**多様な教育機会の確保等に資する実践について学ぶための方策**を検討する。
- 不登校特例校**の設置や取組事例等の周知、設置の申請に係る支援の強化など、設置促進に向けた方策を検討する。
- 教育支援センター**が設置されていない自治体への設置を推進するほか、近隣の既設のセンターとの連携や複数の自治体による**広域連携、公と民との連携、既存の公的施設の活用**等によるセンターの設置等、学校外の公的機関による支援体制の整備を推進する。
- ICTを活用した学習機会の提供、訪問型支援**、保護者や学校の教職員への**コンサルテーション**など、支援の中核としての教育支援センターの機能強化を図るほか、地域の大学等の教育機関を含め**関係機関と連携した支援体制の構築**を推進する。
- 教育委員会等と**民間の団体・施設の連携**推進に向けた方策を検討する。
- 不登校児童生徒の実態や要因等に関する**調査研究**について検討する。
- 学校において、不登校児童生徒の個々の状況に応じ、関係機関と連携した支援を行うことができるようチーム学校を一層充実させるため、**スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置**を推進する。
- 多様な教育機会の確保のために必要な**経済的支援**の方策について、**8**現行制度の活用も含め、引き続き検討する。

不登校児童生徒への支援施策

○ 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の充実に向け、教育支援センターの取組支援や、出席扱いの措置、教育課程の弾力化等に取り組んでいる。

・教育支援センター(適応指導教室)の設置の推進

不登校児童生徒の社会的自立に向けた指導・支援を担う「教育支援センター(適応指導教室)」の設置を推進
(令和元年度:1,527施設(H30:1,449施設))

・不登校児童生徒を対象とした学校の設置に係る教育課程の弾力化(不登校特例校)

不登校児童生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成する必要があると認められる場合、指定を受けた特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成
【特区措置を平成17年7月6日付け初等中等教育局長通知により全国化】

・不登校児童生徒に対する支援推進事業

不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備や学校以外の場における不登校児童生徒の支援を推進
【令和2年度に創設】

・教育相談体制の充実

不登校を含め様々な課題を抱える児童生徒への相談体制の強化に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置やSNS等を活用した相談体制の構築を推進

・指導要録上の出席扱いについての措置等

小・中・高等学校の不登校児童生徒が教育支援センター(適応指導教室)や民間施設など学校外の機関で指導等を受ける場合や、自宅においてICT等を活用して行った学習活動について、一定の要件を満たすときは指導要録上「出席扱い」にできる
【令和元年10月25日付け初等中等教育局長通知(義務教育)】
【平成21年3月12日付け初等中等教育局長通知(高等学校)】

また、指導要録上「出席扱い」となった児童生徒を対象に、通学定期乗車券制度(いわゆる「学割」)を適用
【平成5年3月19日付け初等中等教育局中学校課長通知(義務教育)】
【平成21年3月12日付け初等中等教育局長通知(高等学校)】

不登校児童生徒に対する支援推進事業

令和4年度要求・要望額
(前年度予算額)

2.4億円
1.9億円



- 【背景】 ○ 不登校児童生徒数は7年連続増加（令和元年度の小・中学校における不登校児童生徒数：約18万1千人）
○ 平成28年12月7日、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、同法第7条を踏まえ、平成29年3月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を策定
⇒ **不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保が重要**

事業概要

《不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備》

◆不登校児童生徒支援協議会等の設置

教育支援センターを中核とした教育委員会等と関係機関、フリースクール等の民間団体等の連携により、関係機関等が定期的に不登校児童生徒の支援の在り方について協議を行う、不登校児童生徒支援協議会等を設置。



◆関係機関との連携を支援するコーディネーター等の配置

不登校児童生徒への支援に関する窓口として、関係機関間の連絡調整、支援に関する学校への指導・助言等を実施するコーディネーター等を配置。

《学校以外の場における不登校児童生徒の支援の推進》

◆教職員研修会や保護者学習会等の実施

不登校児童生徒への多様で適切な支援を推進するため、フリースクール等の民間団体と連携するなどして、教職員向けの研修会や不登校児童生徒を抱える保護者向け学習会等を実施（**実施回数を拡充**）。

◆教育支援センターにおける相談・支援体制の強化

✓アウトリーチ型支援等の実施

教育支援センターに通うことが困難な不登校児童生徒に対して、家庭訪問等を通じての相談、学習支援等を行う支援員や、不登校児童生徒のアセスメント、学習指導、保護者や学校の教職員へのコンサルテーション等を行う人材を配置し、広域的な支援体制を整備（**支援員の拡充**）。

✓教育支援センター等を中核とした支援ネットワークの整備

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置 (関連施策)

■スクールカウンセラー等活用事業・スクールソーシャルワーカー活用事業

令和4年度概算要求額 98億円

1. 事業内容

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置による教育相談体制の整備に要する経費の補助。

2. 補助事業者 都道府県・指定都市（SSWのみ中核市も対象、市区町村は間接補助）

3. 補助率 1/3

支援スタッフの配置 (関連施策)

■学力向上を目的とした学校教育活動支援

令和4年度概算要求額 46億円の内数

1. 事業内容

いじめ・不登校等への対応のため、教師に加えて多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組に要する経費の補助。

2. 補助事業者 都道府県・指定都市（市区町村は間接補助）

3. 補助率 1/3

不登校児童生徒への対応に取り組む私立学校への支援 (関連施策)

■教育改革推進特別経費（教育の質の向上を図る学校支援経費）

令和4年度概算要求額 22億円の内数

1. 事業内容

私立学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用による不登校児童生徒への教育機会の確保に要する経費の補助。

2. 補助事業者 都道府県 3. 補助率 1/2

実施
主体

都道府県
政令指定都市

補助
割合

国 1/3
都道府県・政令指定都市 2/3

補助対象
経費

謝金、旅費、報酬、期末手当、交通費等

不登校児童生徒の学習環境の確保に向けた今後の主な方向性について

中央教育審議会答申 令和3年1月26日

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～
(抜粋)

第Ⅱ部 各論

2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

(4) 義務教育を全ての児童生徒等に実質的に保障するための方策

① 不登校児童生徒への対応

○ 不登校を減らすためには、学校が児童生徒にとって安心感、充実感が得られる活動の場となり、いじめや暴力行為、体罰等を許さず、学習指導の充実により学習内容を確実に身に付けることができるなど、児童生徒が安心して教育を受けられる魅力あるものとなる必要がある。

○ また、現に不登校となっている児童生徒に対しては、個々の状況に応じた適切な支援を行うことにより、学習環境の確保を図ることも必要である。

○ このため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置時間等の充実による相談体制の整備、アウトリーチ型支援の実施を含む不登校支援の中核となる教育支援センターの機能強化、不登校特例校の設置促進、公と民との連携による施設の設置・運営など教育委員会・学校と多様な教育機会を提供しているフリースクール等の民間の団体とが連携し、相互に協力・補完し合いながら不登校児童生徒に対する支援を行う取組の充実、自宅等でのICTの活用等多様な教育機会の確保など、子供たちが学校で安心して教育が受けられるよう、学校内外において、個々の状況に応じた段階的な支援策を講じるとともに、更に効果的な対策を講じるため、スクリーニングの実施による児童生徒の支援ニーズの早期把握や校内の別室における相談・指導体制の充実等の調査研究を進めていく必要がある。

6. 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について

(3) 特例的な措置や実証的な取組等

② 学校で学びたくても学べない児童生徒への遠隔・オンライン教育の活用

○ 学校で学びたくても学べない児童生徒（病気療養、不登校など）に対し、遠隔・オンライン教育を活用した学習について出席扱いとする制度や、学習の成果を評価に反映することのできる制度の活用促進に向けて、好事例を周知し、学校外での学習活動の適切な把握を進めるとともに、制度の利用状況を分析し、より適切な方策を検討するべきである。

③ 個々の才能を存分に伸ばせる高度な学びの機会など新たな学びへの対応

○ また、特別な配慮を必要とする児童生徒に関して特別の教育課程を編成し、多様なメディアを効果的に活用し遠隔教育を行うこと（やむを得ず学校に登校することができない児童生徒については、学校外における受講も認めること）について、特例的な措置を講じ、対面指導と遠隔教育とを最適に組み合わせた指導方法の研究開発に向けた実証研究を実施するべきである。

令和2年度不登校児童生徒の実態調査 結果の概要

I 調査の趣旨

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」第16条において、「国は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の実態の把握に努める」とされていることを踏まえ、不登校児童生徒への更なる支援の充実等について検討する上での基礎資料とするもの。

II 調査対象期間 令和2年12月1日～令和2年12月28日（令和3年1月19日まで回収分を集計）

III 調査対象

調査時点において、調査への協力が可能と回答のあった対象学校に通う小学校6年生又は中学校2年生で、前年度（令和元年度）に不登校であった者のうち、調査対象期間に、学校に登校又は教育支援センターに通所の実績がある者

IV 調査方法

調査対象校から調査対象児童生徒及び保護者への調査票の配付及び調査対象児童生徒及び保護者から調査実施業者への直接送付

V 回収状況

	児童生徒	保護者
小学6年生	713件(回収率11.7%)	754件(回収率12.4%)
中学2年生	1,303件(回収率8.2%)	1,374件(回収率8.6%)



調査結果のポイント①

1 不登校児童生徒の個々の状況

- 「最初に学校に行きづらいつ感じ始めたきっかけ」（複数回答）は「先生のこと」（小学生30%、中学生28%）、「身体の不調」（小学生27%、中学生33%）、「生活リズムの乱れ」（小学生26%、中学生26%）、「友達のこと」（小学生25%、中学生26%）など、特定のきっかけに偏らず、そのきっかけは多岐にわたる結果となった。
- 「学校を休んでいる間の気持ち」（複数回答）は、「ほっとした・楽な気持ちだった」（小学生70%、中学生69%）、「自由な時間が増えてうれしかった」（小学生66%、中学生66%）が一定の割合を占めた一方で、「勉強の遅れに対する不安があった」（小学生64%、中学生74%）、「進路・進学に対する不安があった」（小学生47%、中学生69%）「学校の同級生がどう思っているか不安だった」（小学生64%、中学生72%）と回答した割合も高く、不登校児童生徒が抱える様々な不安が明らかとなった。また、「学校を多く休んだことに対する感想」（単一回答）は、「もっと登校すればよかったと思っている」（小学生25%、中学生30%）、「しかたがなかったと思う」（小学生17%、中学生15%）「登校しなかったことは自分にとってよかったと思う」（小学生13%、中学生10%）であり、欠席していた期間の意義の捉え方がそれぞれに異なることが分かった。
- 保護者から回答を得た「欠席時の子どもの状況」（複数回答）について、約半数に「極度に落ち込んだり悩んだりしていた」「原因がはっきりしない腹痛、頭痛、発熱などがあった」などが見られ、精神・身体面の不安定な状況がうかがえる。また、保護者による「子どもとのかかわり」（複数回答）では、約8～9割の保護者が「日常会話や外出など、子どもとの普段の接触を増やした」「子どもの気持ちを理解するよう努力した」と回答した一方で、「子どもの進路や将来について不安が大きかった」「子どもにどのように対応していいのかわからなかった」との回答も多く、保護者が抱える不安や困難が明らかとなった。

2 児童生徒の状況に応じた多様な支援の必要性

- 「相談しやすい方法」（複数回答）では、「直接会って話す」（小学生49%、中学生46%）「メールやSNS」（小学生29%、中学生42%）といずれの手段も高い割合だった。なお、両方を重複して選択した割合は低く、状況に応じて相談方法を選択できることが重要であることが明らかとなった。

調査結果のポイント②

- 「最初のきっかけとは別の学校に行きづらくなる理由」（複数回答）について、「ある」と回答があった児童生徒のうち、「勉強が分からない」（小学生31%、中学生42%）との回答が最も高い割合であった。また、「学校に戻りやすいと思う対応」（複数回答）では、「個別に勉強を教えてもらえること」（小学生11%、中学生13%）が一定の割合を占め、学習支援の重要性が示唆される。
- 「休みたいと感じ始めてから実際に休み始めるまでの間に、どのようなことがあれば休まなかったと思うか（実際にあったことを含む）」（複数回答）では、「特になし」（小学生56%、中学生57%）が多くを占め、特に180日以上欠席した児童生徒ではその傾向が顕著であった。また、保護者からの回答では、「支援機関等の対応への評価」（単一回答）において、「教育支援センター（適応指導教室）等の公的支援機関」について「利用できる環境であるが利用していない」（小学生29%、中学生34%）が一定数を占めており、支援の必要を認識していないことや、相談先が分からないことなどから支援につながっていないと考えられる児童生徒や保護者への、相談窓口の周知やアウトリーチ型支援が必要である。

3 不登校の初期段階からの早期支援の重要性

- 「休みたいと感じ始めてから実際に休み始めるまでの期間」（単一回答）では、「1か月未満」（小学生27%、中学生32%）、「1か月以上6ヶ月未満」（小学生20%、中学生23%）を合わせて、5割程度が1か月～半年程度で休み始めている。さらにその間に、「学校に行きづらいことについて相談した相手」（複数回答）は家族（小学生53%、中学生45%）は一定の割合を占めているものの、「誰にも相談しなかった」（小学生36%、中学生42%）も多く、早期に家族以外に相談できている割合は低いことが明らかとなった。
- 児童生徒が最初に30日以上欠席をした時期によって低学年群、中学年群、高学年群に分類し、「休みたいと感じ始めてから実際に休み始めるまでの期間に相談した相手」（複数回答）を見ると、「誰にも相談しなかった」の割合は「高学年群」（小学生37%、中学生46%）や「中学年群」（小学生34%、中学生38%）と比べ「低学年群」（小学生38%、中学生49%）が高くなっており、低学年の児童生徒への積極的な支援が必要である。

文部科学省における不登校児童生徒への支援

【調査結果を踏まえた対応】

今後、下記の施策の更なる推進を図るとともに、「不登校に関する調査研究協力者会議」において、今後の不登校に関する施策を検討していくこととしており、今回の調査の結果により得られたデータや、意見等についても十分に生かしてまいりたい。

(参考)文部科学省における不登校児童生徒への支援施策

・教育支援センター(適応指導教室)の設置の推進

不登校児童生徒の社会的自立に向けた指導・支援を担う「教育支援センター(適応指導教室)」の設置を推進
(令和元年度:1,527施設(H30:1,449施設))

・不登校児童生徒を対象とした学校の設置に係る教育課程の弾力化(不登校特例校)

不登校児童生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成する必要があると認められる場合、指定を受けた特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成

【特区措置を平成17年7月6日付け初等中等教育局長通知により全国化】

・不登校児童生徒に対する支援推進事業

不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備や学校以外の場における不登校児童生徒の支援を推進

【令和2年度に創設】

・教育相談体制の充実

不登校を含め様々な課題を抱える児童生徒への相談体制の強化に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置やSNS等を活用した相談体制の構築を推進

・指導要録上の出席扱いについての措置等

小・中・高等学校の不登校児童生徒が教育支援センター(適応指導教室)や民間施設など学校外の機関で指導等を受ける場合や、自宅においてICT等を活用して行った学習活動について、一定の要件を満たすときは指導要録上「出席扱い」にできる

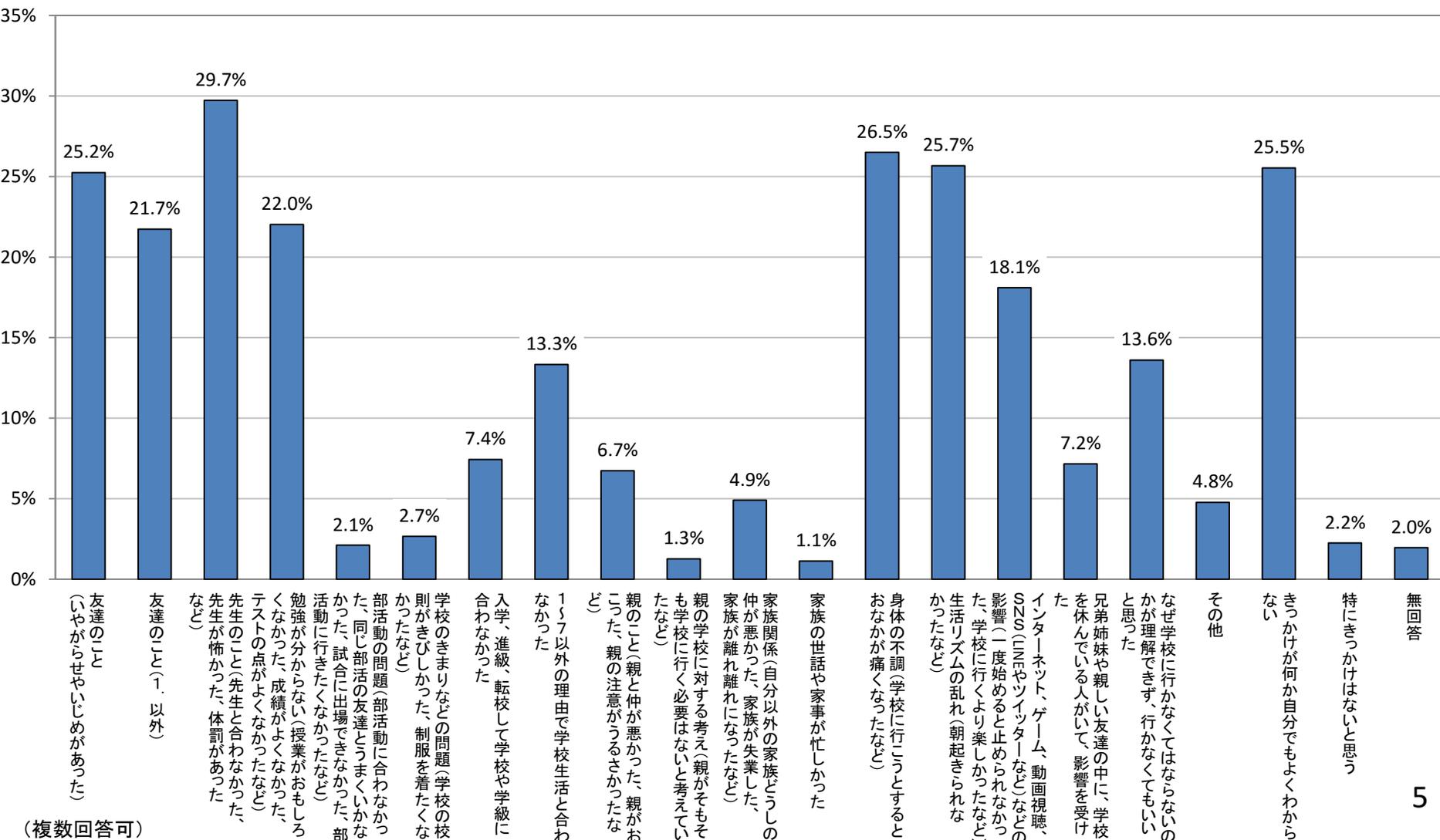
【令和元年10月25日付け初等中等教育局長通知(義務教育)】

【平成21年3月12日付け初等中等教育局長通知(高等学校)】

最初に行きづらいと感じ始めたきっかけ①

○「先生のこと(30%)」、「身体の不調(27%)」、「生活リズムの乱れ(26%)」の順で高い割合である。
 ○2割強は、「きっかけが何か自分でもよくわからない」と回答している。

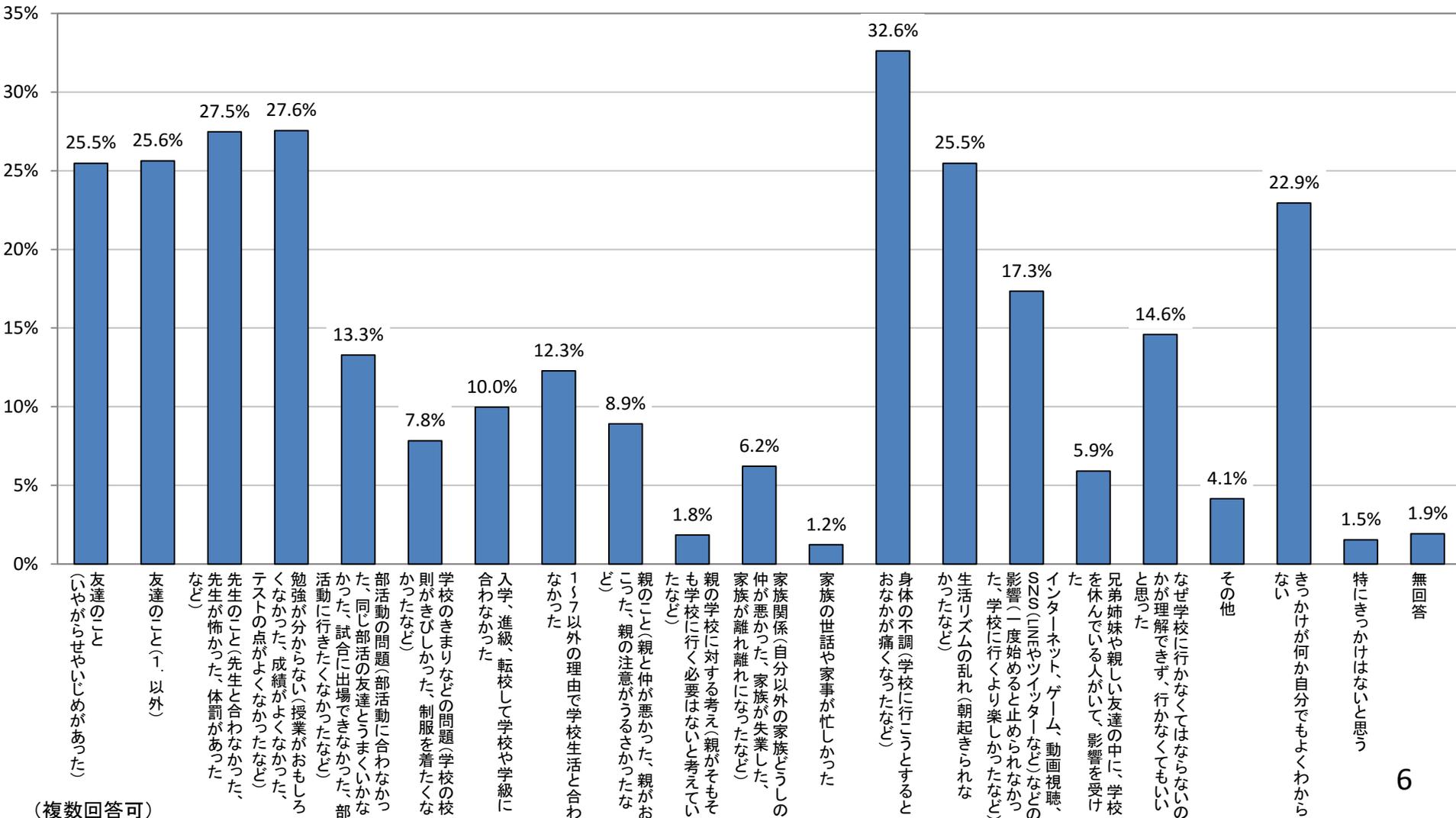
【小学校】



最初に行きづらいと感じ始めたきっかけ②

○「身体の不調(33%)」、「勉強が分からない(28%)」、「先生のこと(28%)」の順で高い割合である。
 ○2割強は、「きっかけが何か自分でもよくわからない」と回答している。

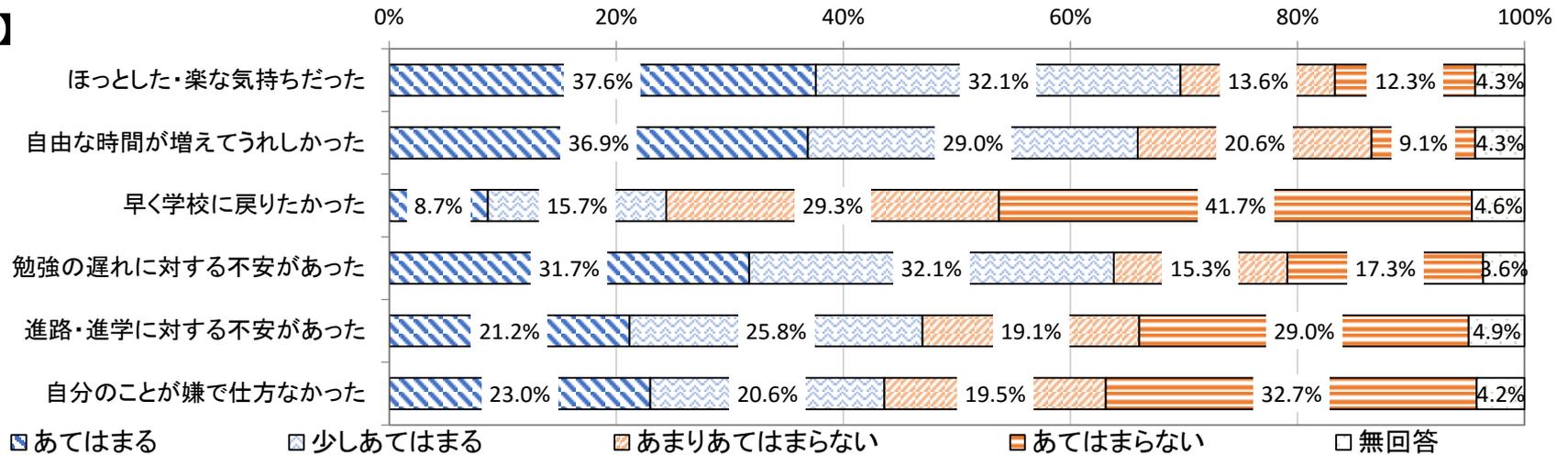
【中学校】



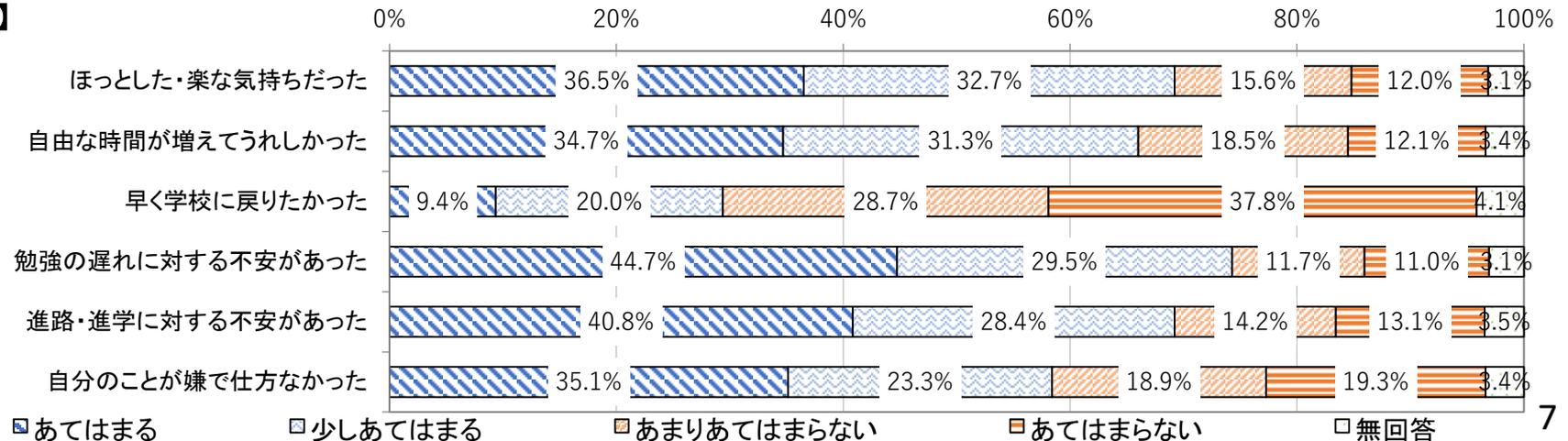
学校を休んでいる間の気持ち（安心や不安）について

「あてはまる」と「少しあてはまる」を合わせた割合をみると、
 ○小学生からの回答では、「ほっとした・楽な気持ち（70%）」、「自由な時間が増えてうれしかった（66%）」、「勉強の遅れに対する不安があった（64%）」の割合が高い。
 ○中学生からの回答では、「勉強の遅れに対する不安があった（74%）」、「ほっとした・楽な気持ちだった自由な時間が増えてうれしかった（69%）」、「進路・進学に対する不安があった（69%）」が約7割で高い。

【小学校】



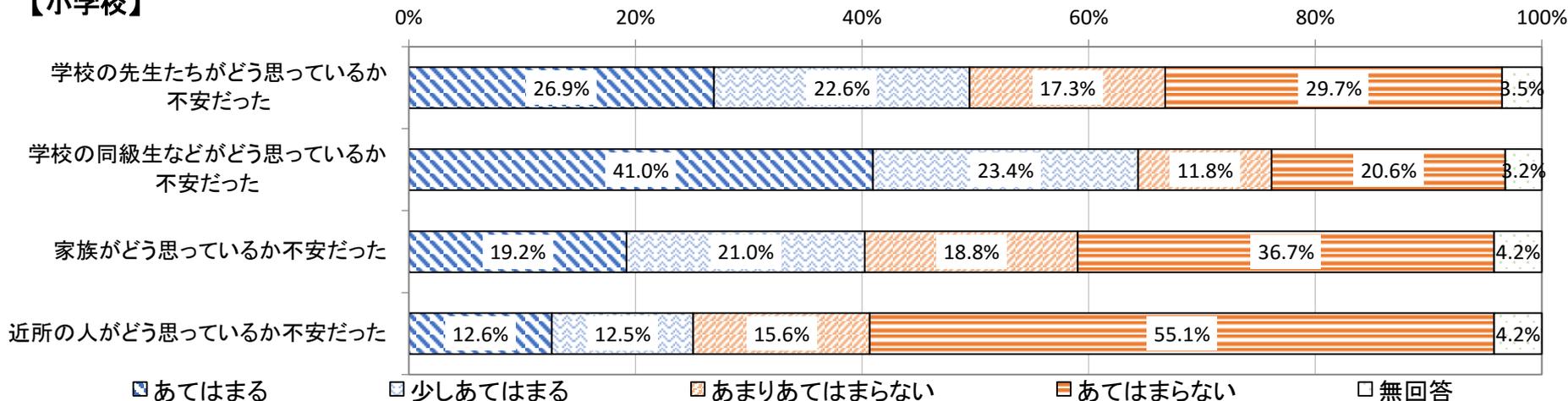
【中学校】



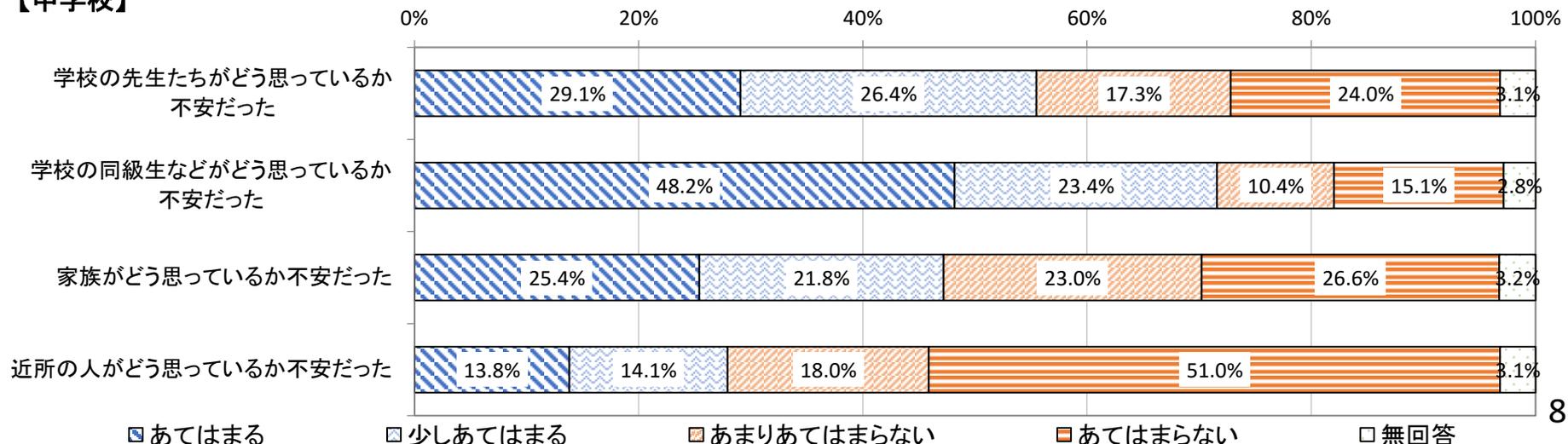
学校を休んでいる間の気持ち（自分がどう思われているか）について

「あてはまる」と「少しあてはまる」を合わせた割合をみると、
 ○小学生からの回答では、自分がどう思われているかについては、「学校の同級生などがどう思っているかが不安だった（64%）」の割合が高い。
 ○中学生からの回答では、「学校の同級生などがどう思っているかが不安だった（72%）」の割合が7割を超えて高い。

【小学校】



【中学校】

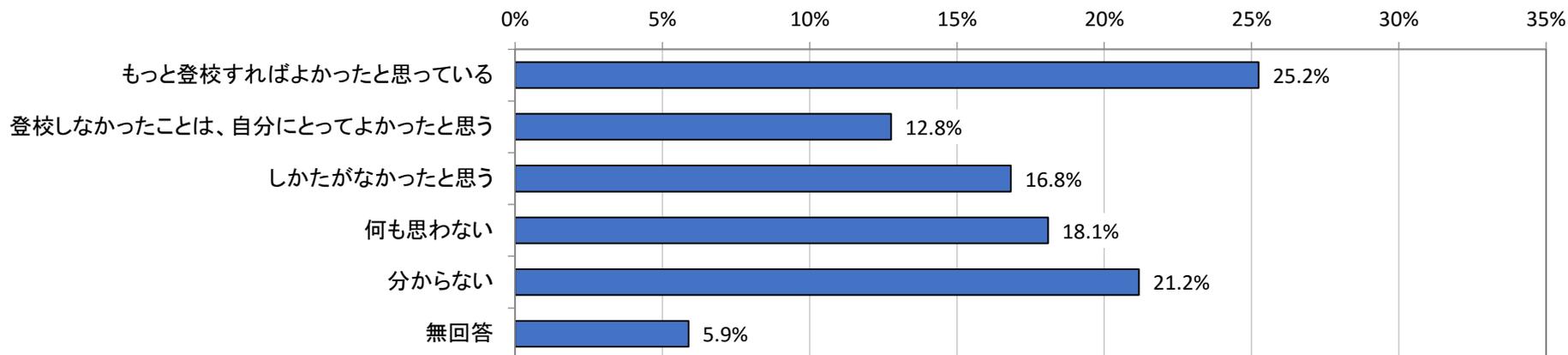


学校を多く休んだことに対する感想

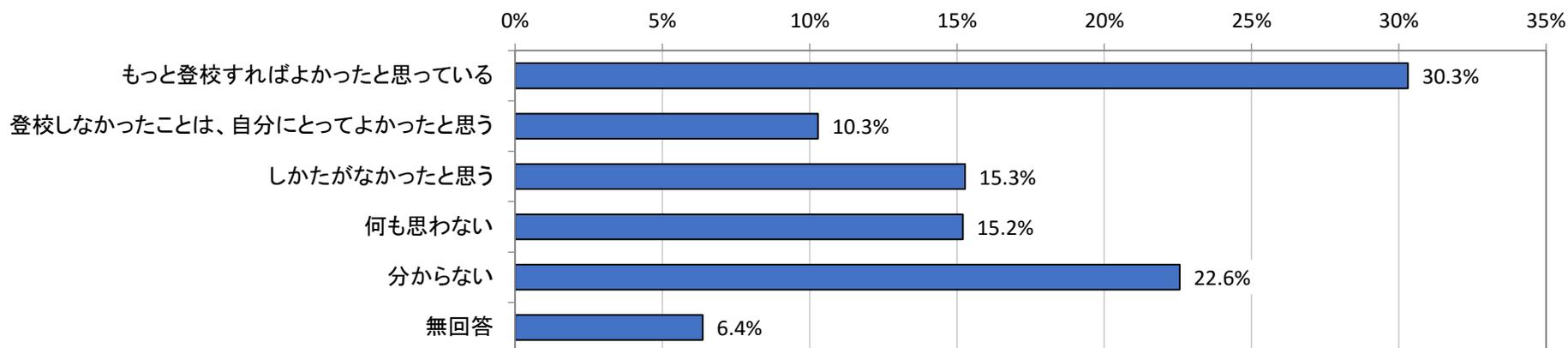
○小学生からの回答では、「もっと登校すればよかったと思っている（25%）」が最も高いが、それ以外のいずれも1～2割と感想は様々である。

○中学生からの回答では、「もっと登校すればよかったと思っている（30%）」が3割と最も高い。

【小学校】



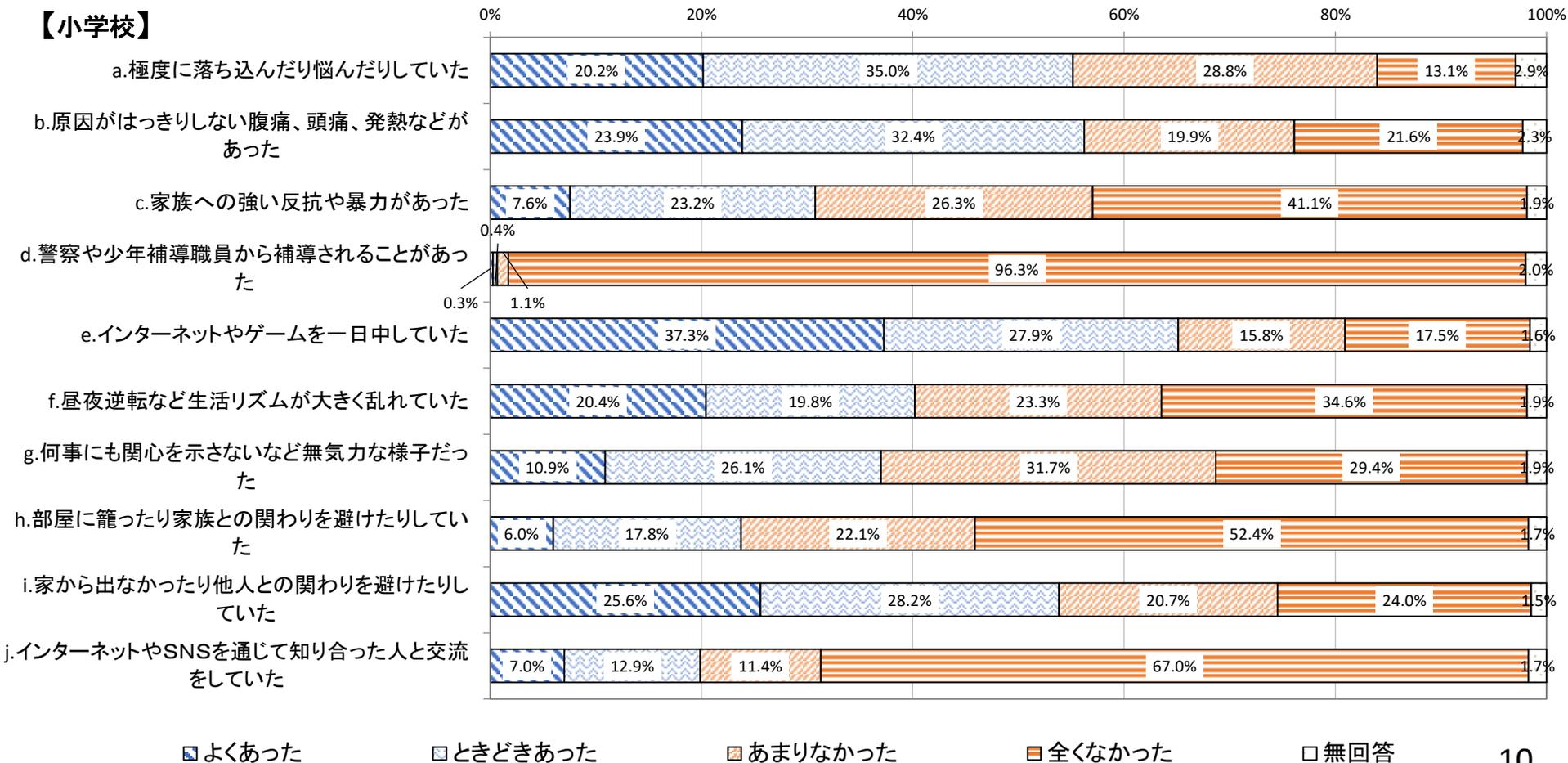
【中学校】



保護者から見た欠席時の子どもの状況①

「よくあった」と「ときどきあった」を合わせた割合を見ると、
 ○「インターネットやゲームを一日中していた（65%）」、「原因がはっきりしない腹痛、頭痛、発熱などがあった（56%）」、「極度に落ち込んだり悩んだりしていた（55%）」、「家から出でなかったり他人との関わりを避けたりしていた（54%）」が5割を超えて高い。
 ○「警察や少年補導職員から補導されることがあった（1%）」はほとんどなく、「部屋に籠ったり家族との関わりを避けたりしていた（24%）」の割合はあまり高くない。

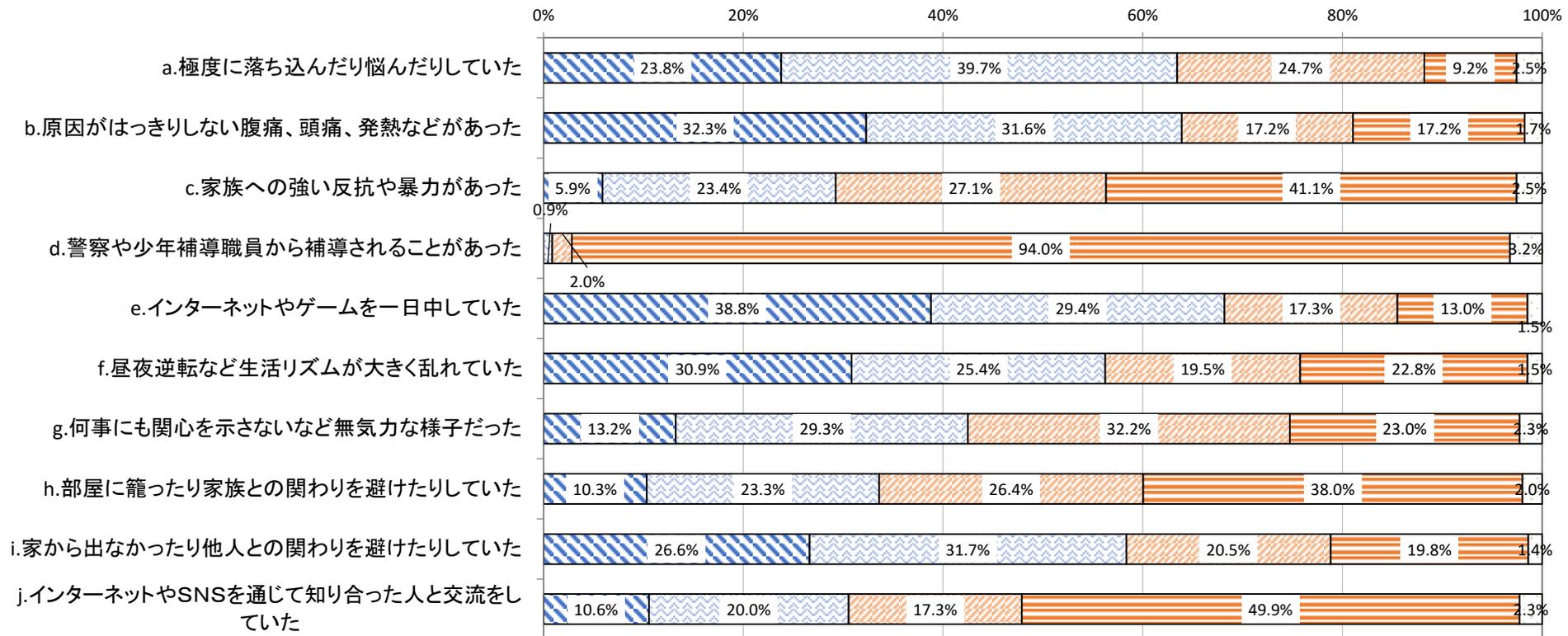
【小学校】



保護者から見た欠席時の子どもの状況②

「よくあった」と「ときどきあった」を合わせた割合を見ると、
 ○「インターネットやゲームを一日中していた（68%）」、「原因がはっきりしない腹痛、頭痛、発熱などがあった（64%）」、「極度に落ち込んだり悩んだりしていた（64%）」、「家から出なかつたり他人との関わりを避けたりしていた（58%）」の割合が高い。
 ○「警察や少年補導職員から補導されることがあった（1%）」はほとんどなく、「部屋に籠つたり家族との関わりを避けたりしていた（34%）」の割合があまり高くない。

【中学校】



よくあった

ときどきあった

あまりなかった

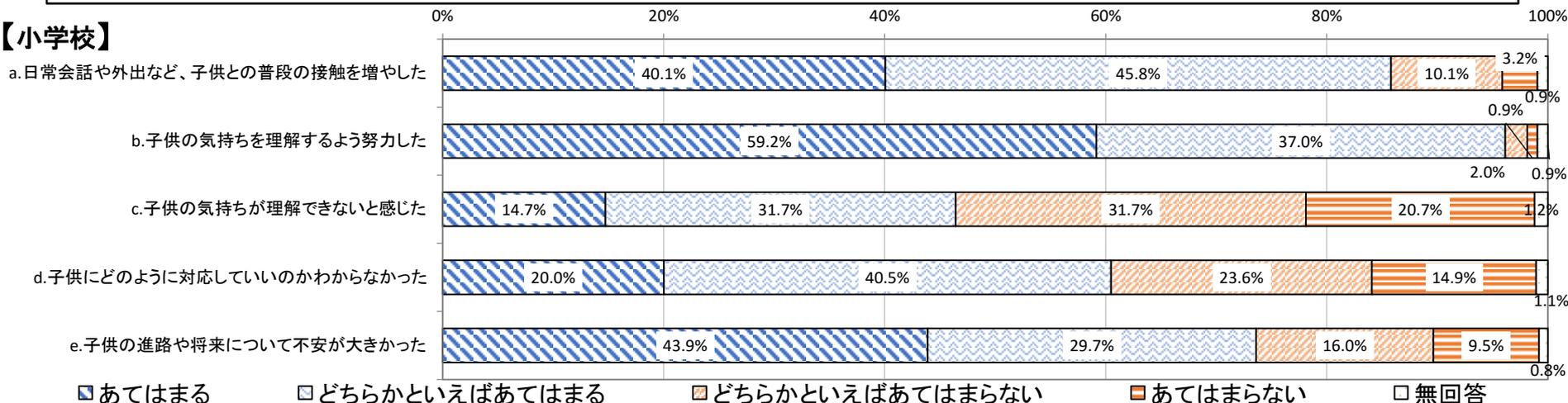
全くなかった

無回答

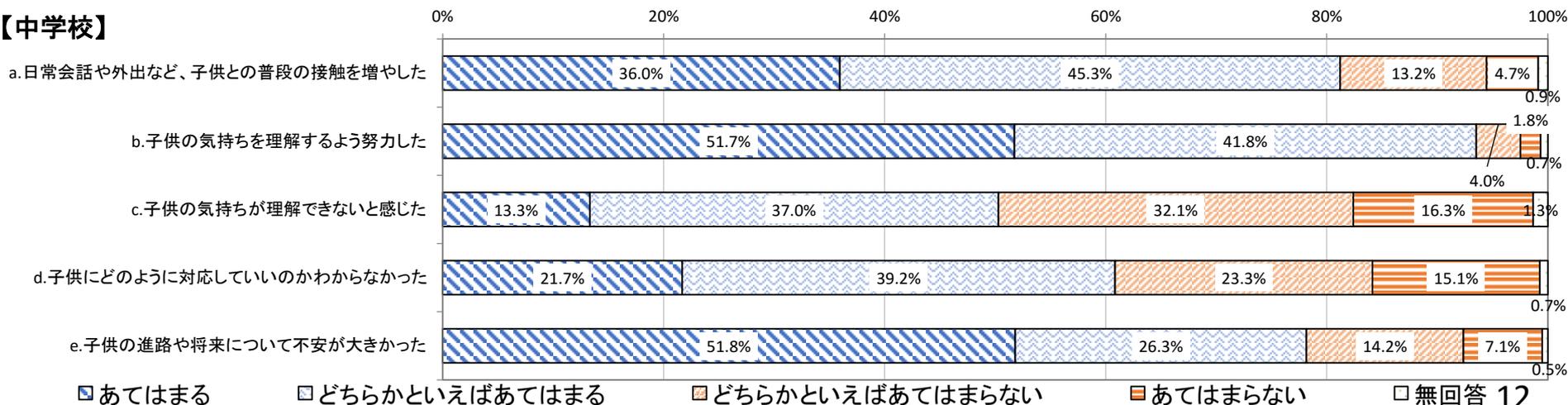
保護者による子どもとのかかわり

「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」を合わせた割合をみると、
 ○小学生保護者からの回答では、子供の気持ちを理解するよう努力した（96%）、「日常会話や外出など、子供との普段の接触を増やした（86%）」、「子供の進路や将来について不安が大きかった（74%）」の割合が高い。
 ○中学生保護者からの回答では、小学生保護者同様、「子供の気持ちを理解するよう努力した（94%）」、「日常会話や外出など、子供との普段の接触を増やした（81%）」、「子供の進路や将来について不安が大きかった（78%）」の割合が高い。

【小学校】



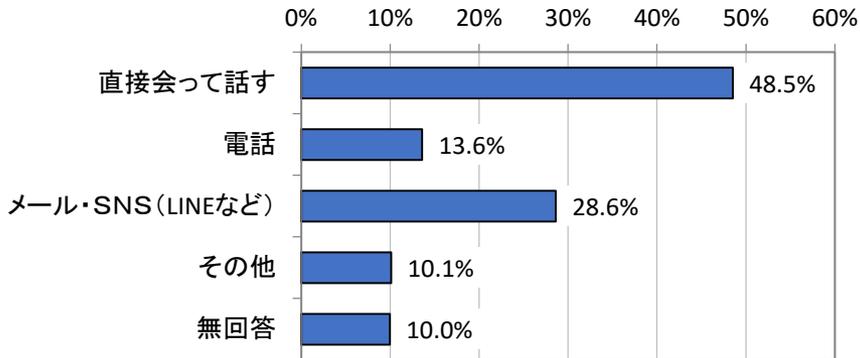
【中学校】



相談しやすい方法

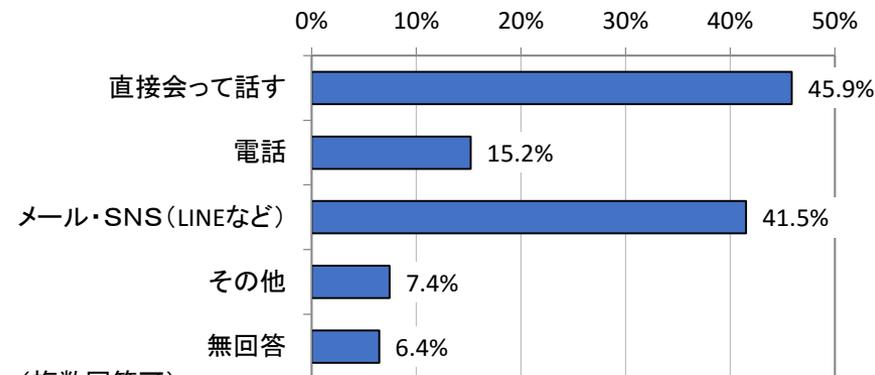
○小学生からの回答では、「直接会って話す」を選んだ割合が高い。
 ○中学生からの回答では、「直接会って話す」と「メール・SNS（LINEなど）」を選んだ割合が高い。
 ○小・中学生共に複数選択可であるにもかかわらず「直接会って話す」「メール・SNS（LINEなど）」のどちら両方とも選択した割合は1割未満であり低く、相談しやすい手段はばらつきが見られる。

【小学校】



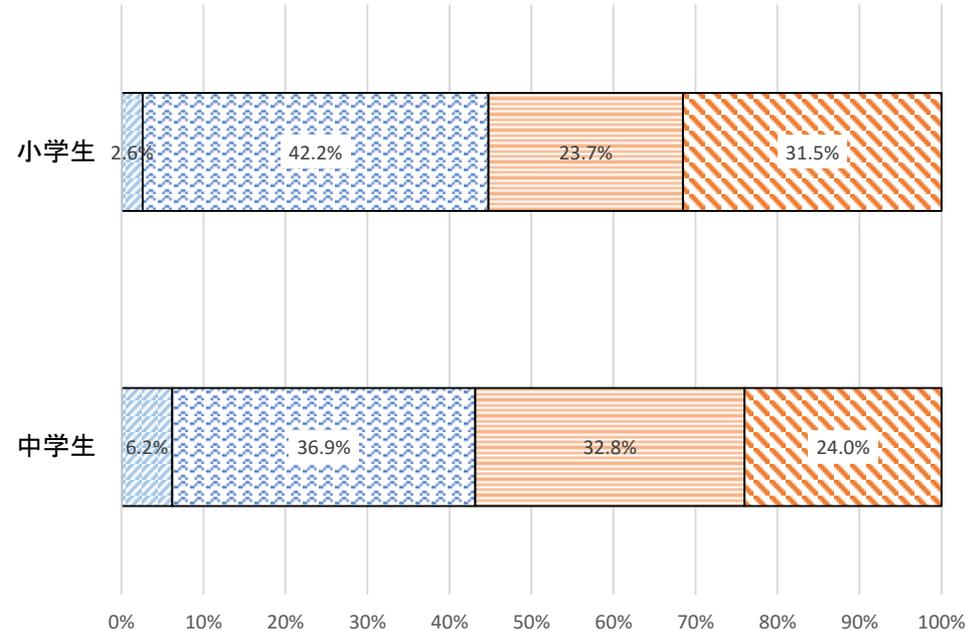
(複数回答可)

【中学校】



(複数回答可)

【校種×相談しやすい方法】

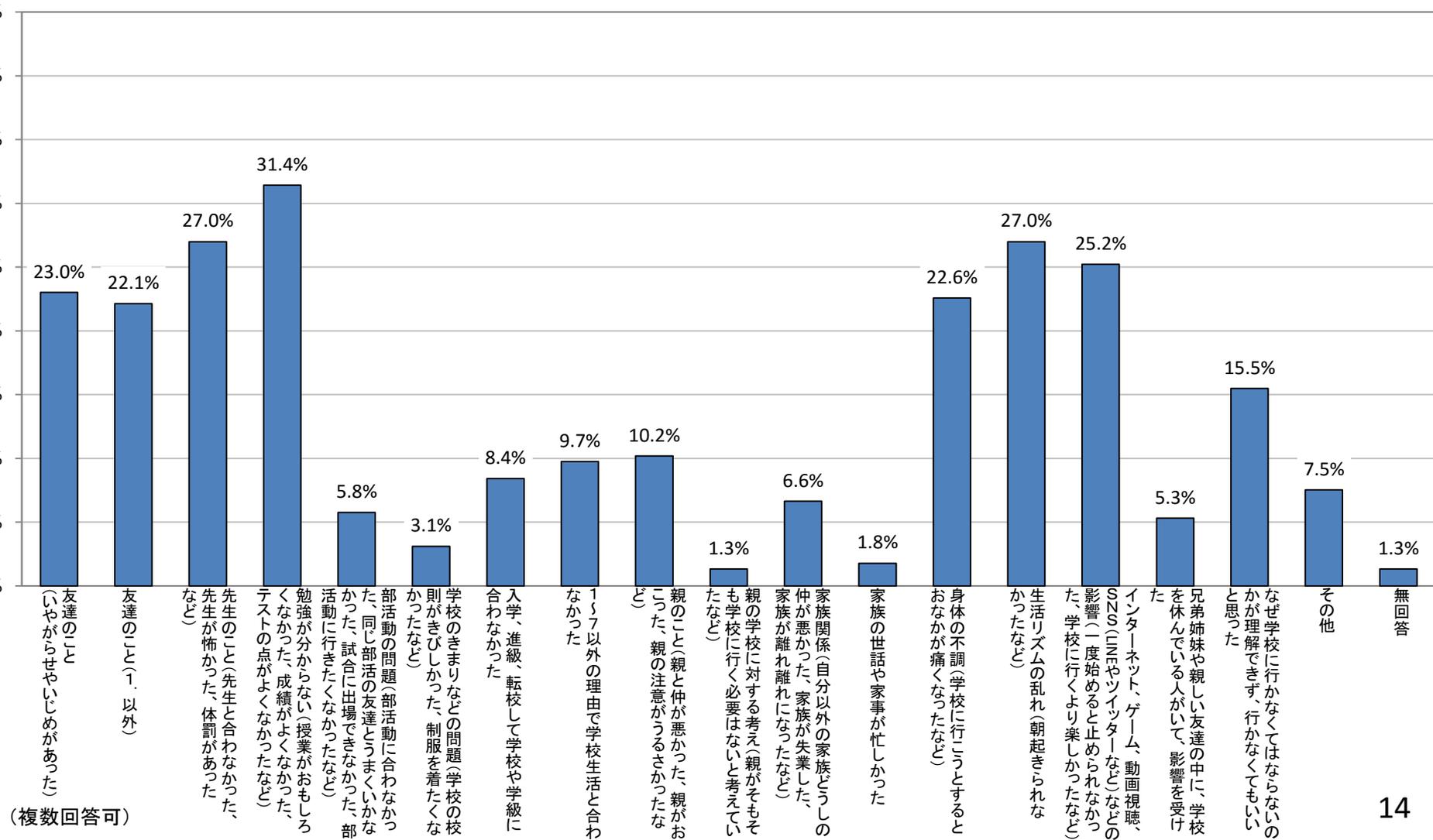


- どちらも選択した
- ▨ 「直接会って話す」のみを選択した
- ▨ 「メール・SNS (LINEなど)」のみを選択した
- ▨ どちらも選択していない

最初のきっかけとは別の学校に行きづらくなる理由①

○最初のきっかけとは別の理由としては、「勉強が分からない(31%)」、「先生のこと(27%)」「生活リズムの乱れ(27%)」などが上位にあがっているが、他の理由も比較的高く、多様である。

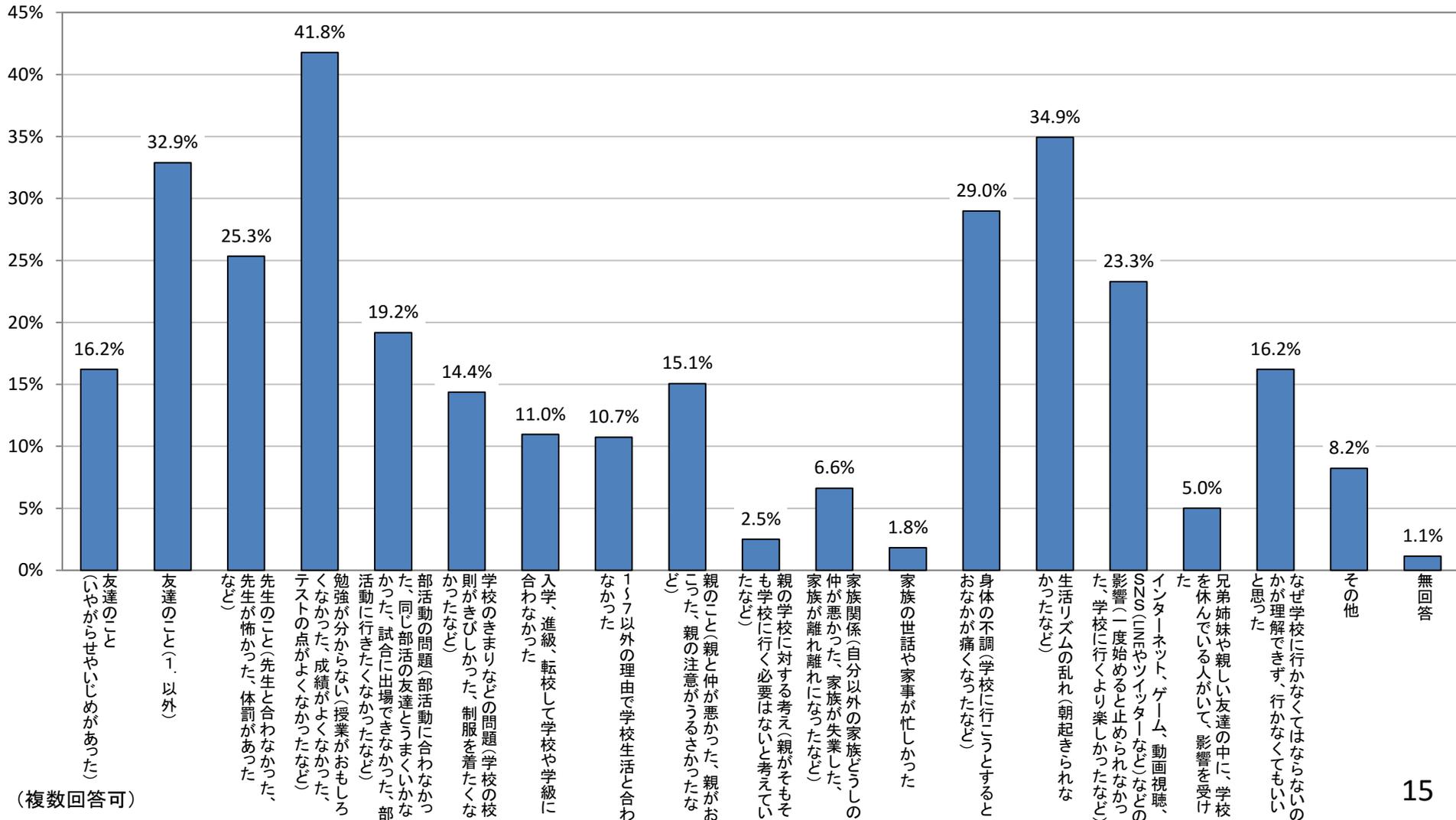
【小学校】



最初のきっかけとは別の学校に行きづらくなる理由②

○最初のきっかけとは別の理由としては、「勉強が分からない（42%）」、「生活リズムの乱れ（35%）」、「友達のこと（1. 以外）（33%）」などが上位にあがっている。

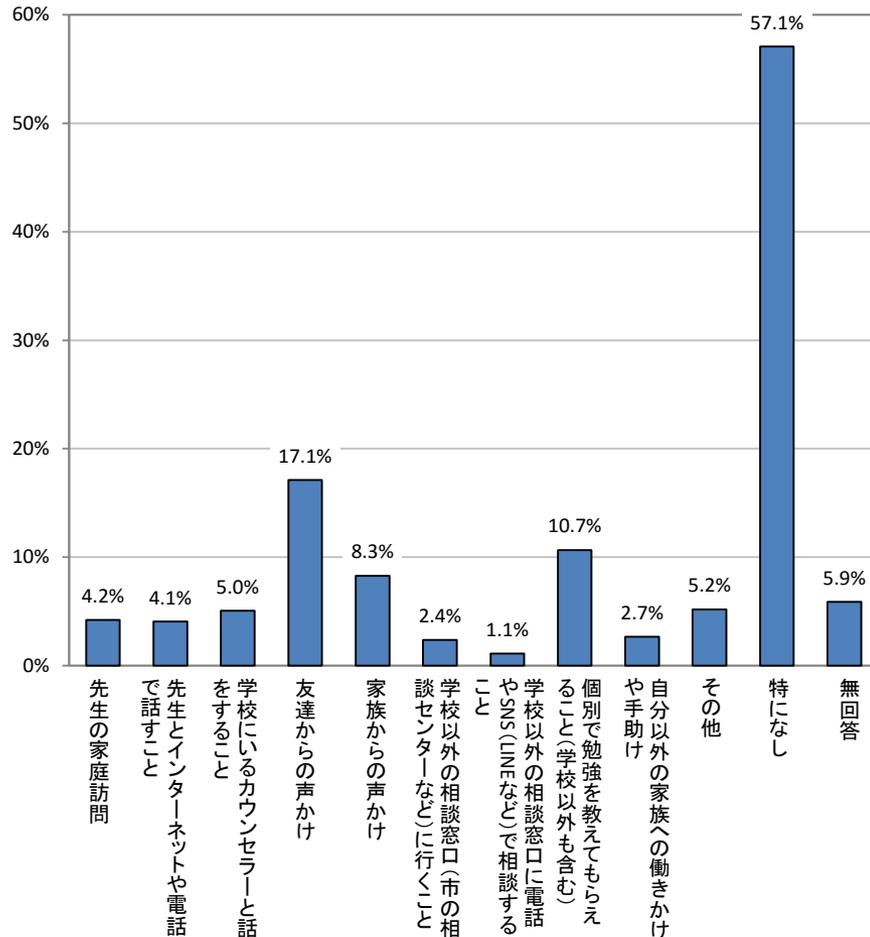
【中学校】



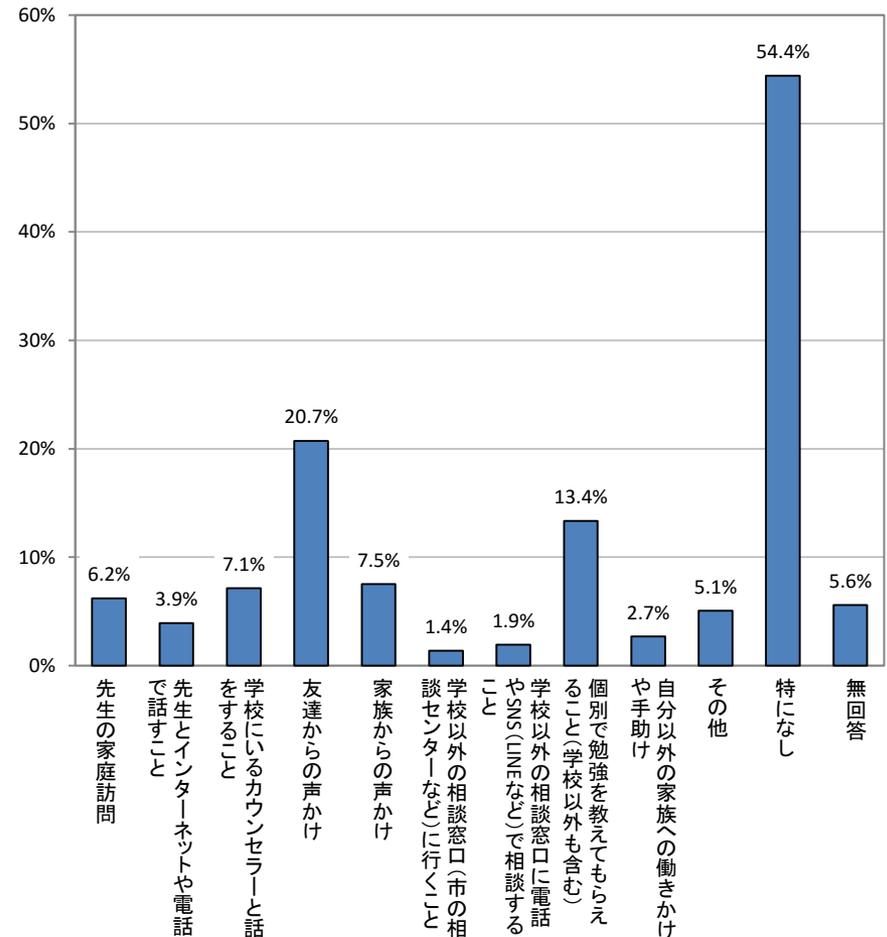
学校に戻りやすいと思う対応

○小学生からの回答では、約6割が「特になし（57%）」と回答している。「友達からの声かけ（17%）」が比較的高い。
 ○中学生からの回答では、小学生同様、「特になし（54%）」が約5割と高い。「友達からの声かけ（20%）」、「個別に勉強を教えてもらえること（学校以外も含む）（13%）」が他に比べてやや高い。

【小学校】



【中学校】

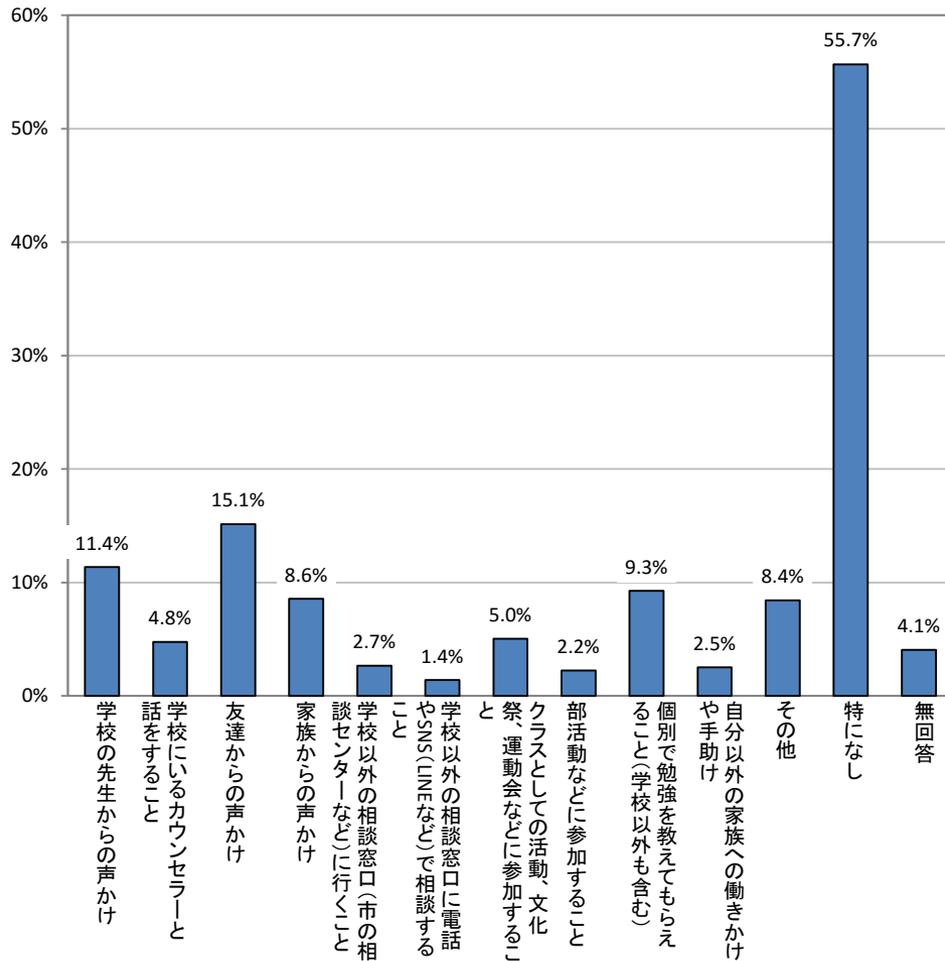


(複数回答可)

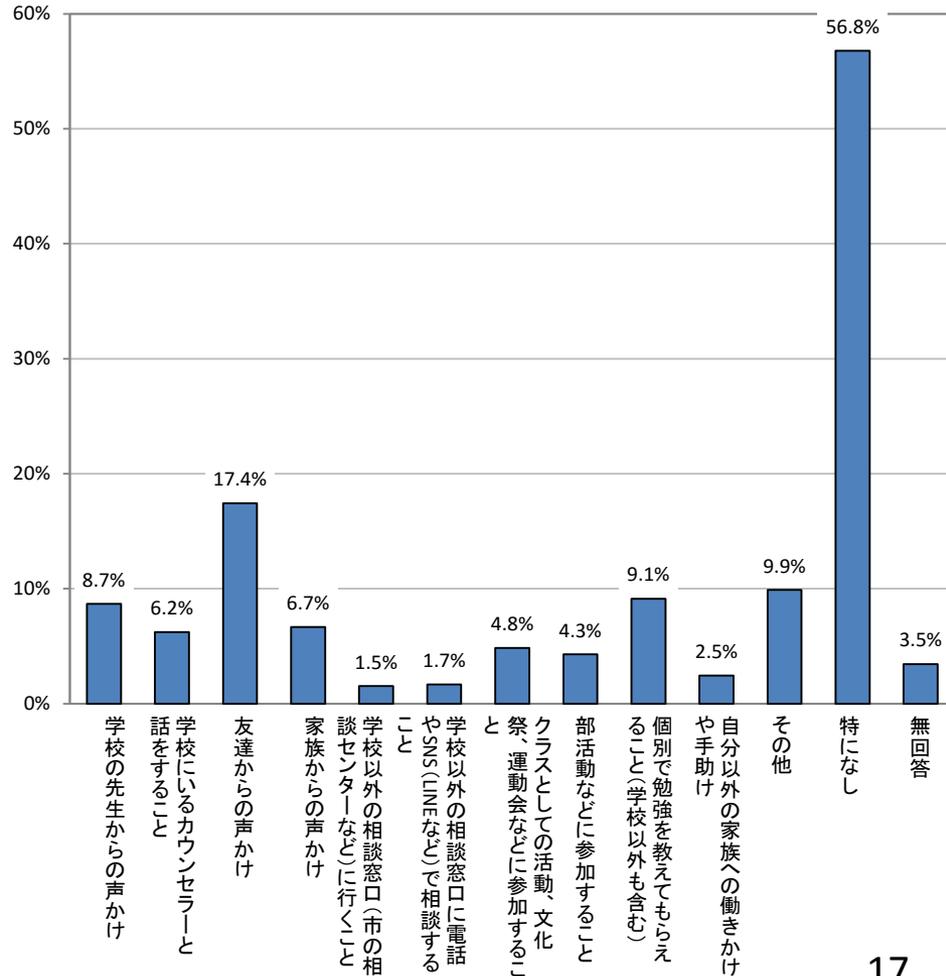
休みたいと感じ始めてから実際に休み始めるまでの間に、 どのようなことがあれば休まなかったと思うか（実際にあったことを含む）①

○小学生からの回答では、約5割が「特になし（56%）」と回答している。他に比べて「学校の友達からの声かけ（15%）」がやや高いが回答は分散している。
○中学生からの回答では、小学生同様、「特になし（57%）」が5割を上回る。「学校の友達からの声かけ（17%）」が他に比べて高い。

【小学校】



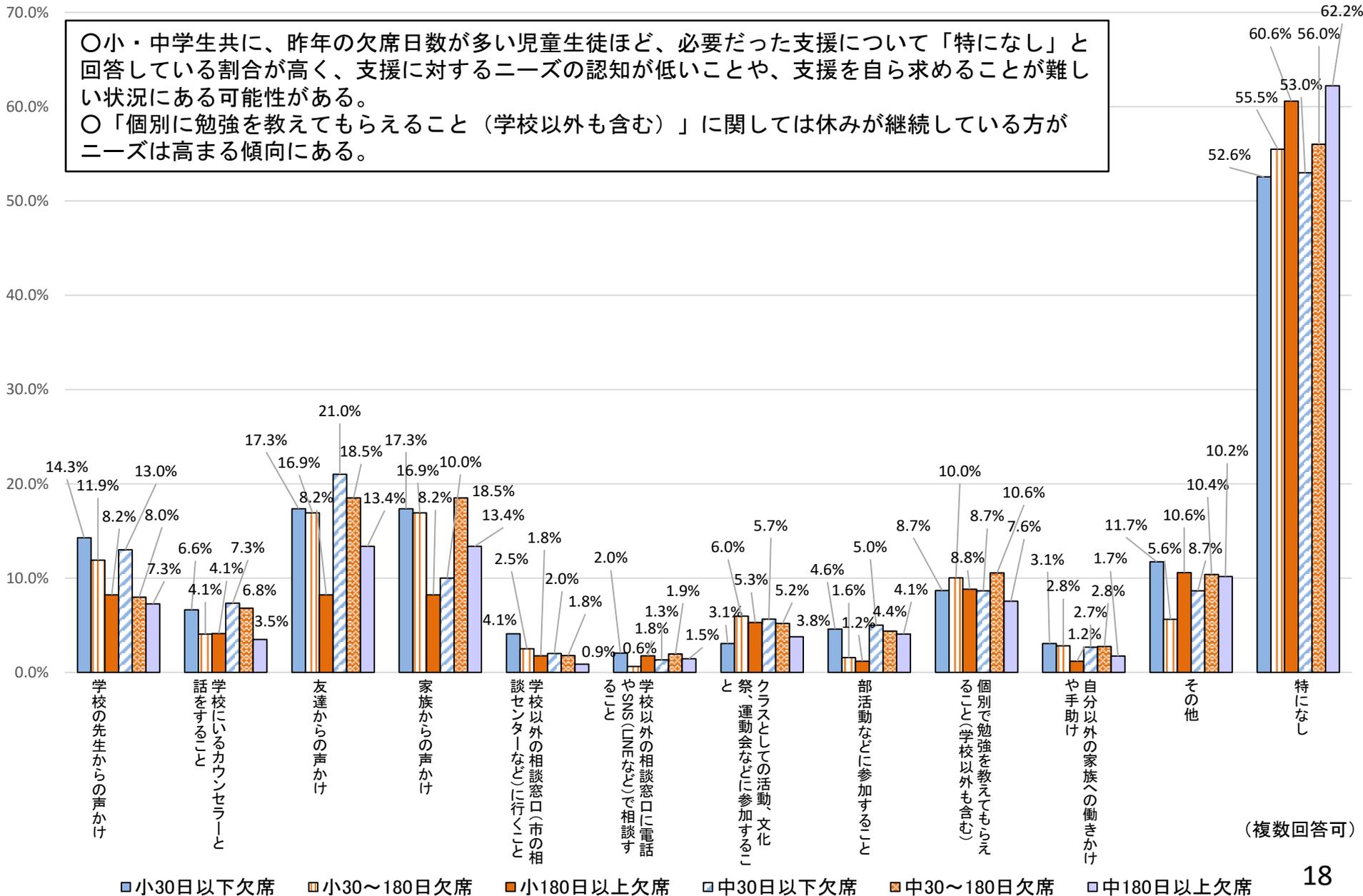
【中学校】



(複数回答可)

休みたいと感じ始めてから実際に休み始めるまでの間に、 どのようなことがあれば休まなかったと思うか（実際にあったことを含む）②

○小・中学生共に、昨年の欠席日数が多い児童生徒ほど、必要だった支援について「特になし」と回答している割合が高く、支援に対するニーズの認知が低いことや、支援を自ら求めることが難しい状況にある可能性がある。
○「個別に勉強を教えてもらえること（学校以外も含む）」に関しては休みが継続している方がニーズは高まる傾向にある。



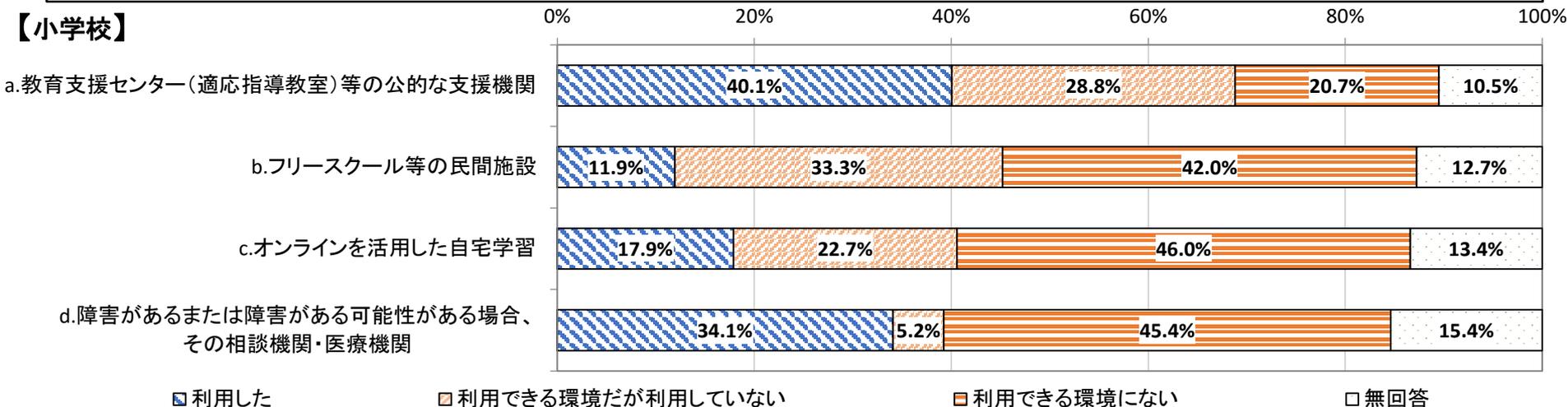
（複数回答可）

支援機関等の対応への評価

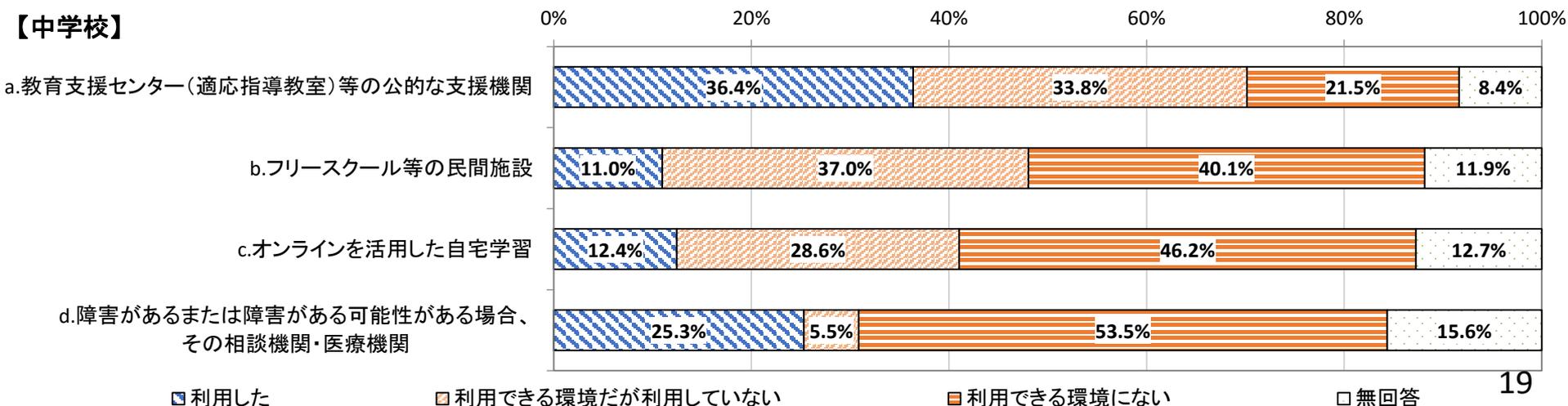
○小学生保護者からの回答では、いずれの支援機関も4割以下の利用と学校外支援の利用はあまり進んでいない。「教育支援センター（適応指導教室）等の公的な支援機関（40%）」、「障害があるまたは障害がある可能性がある場合、その相談機関・医療機関（34%）」で4割程度である。

○中学生保護者からの回答では、小学校と同様、いずれの支援機関も4割未満の利用となっている。比較的利用されている「教育支援センター（適応指導教室）等の公的な支援機関（36%）」、「障害があるまたは障害がある可能性がある場合、その相談機関・医療機関（25%）」でも3割前後である。

【小学校】



【中学校】

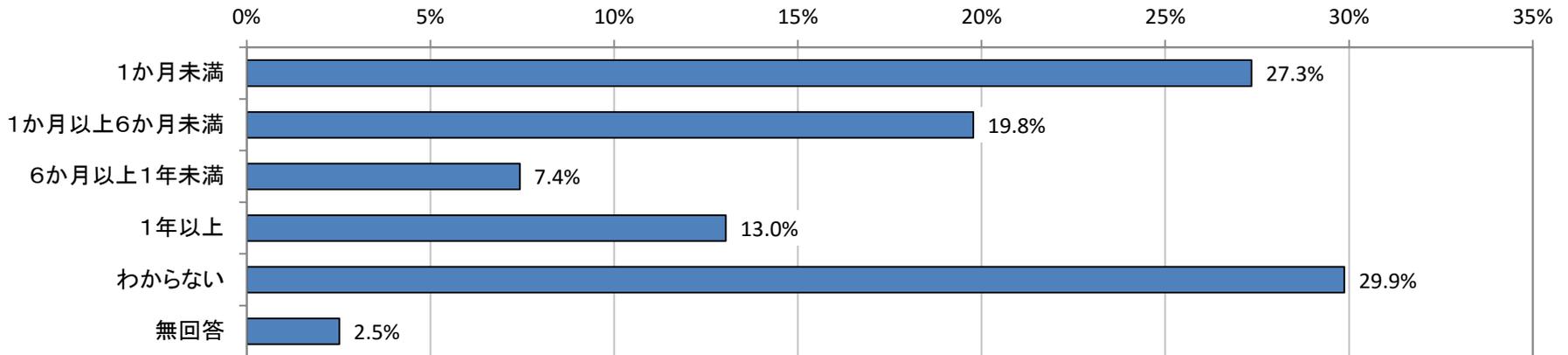


実際に休み始めるまでの期間

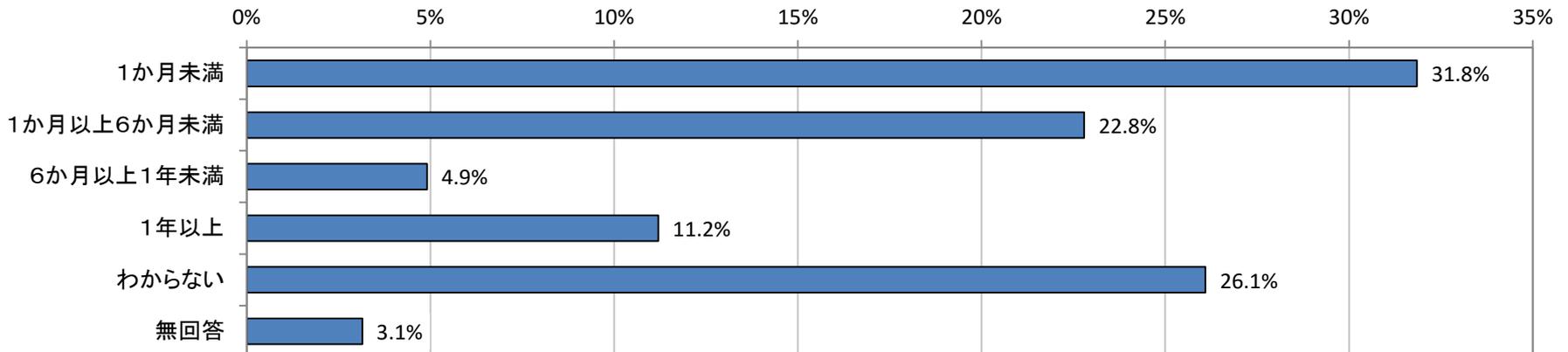
○小学生からの回答では、「1か月未満（27%）」、「1か月以上6か月未満（20%）」を合わせると、学校に行きづらい、休みたいと感じ始めてから、5割程度が1か月～半年程度で休み始めている。

○中学生からの回答では、小学生同様、学校に行きづらい、休みたいと感じ始めてから、「1か月未満（32%）」、「1か月以上6か月未満（23%）」を合わせて、5割程度が1か月～半年程度で休み始めている。

【小学校】



【中学校】

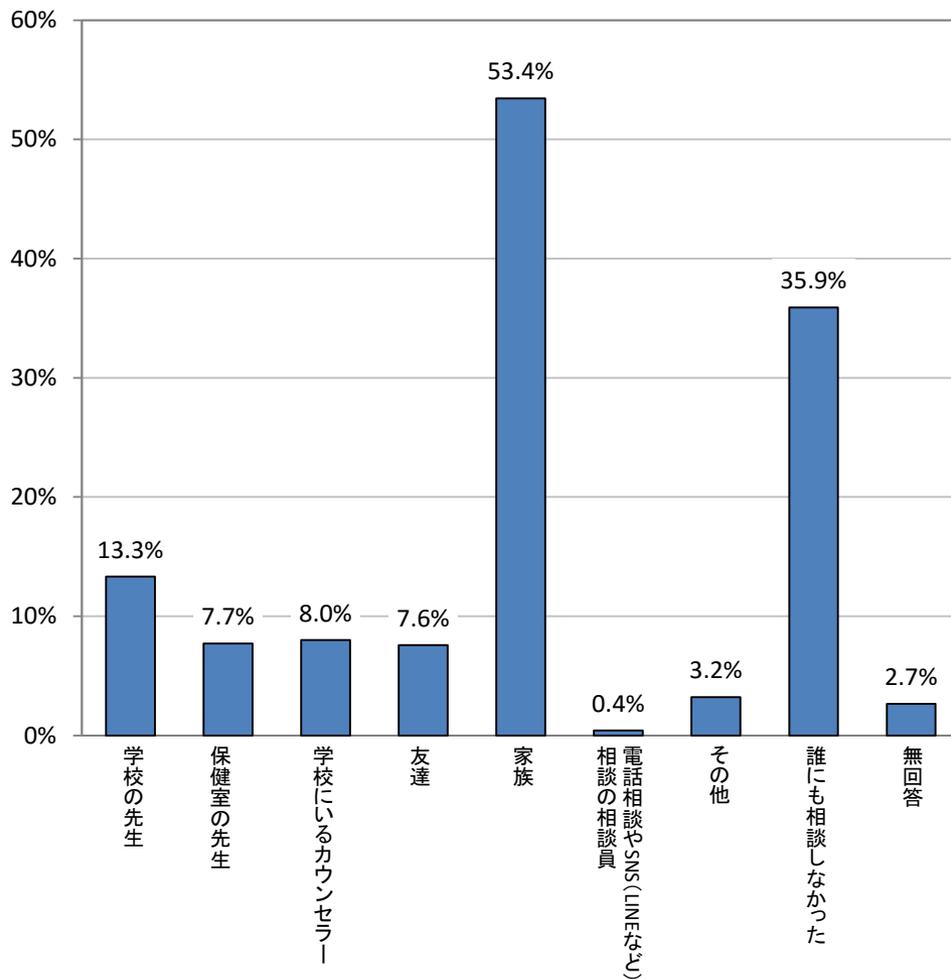


相談した相手

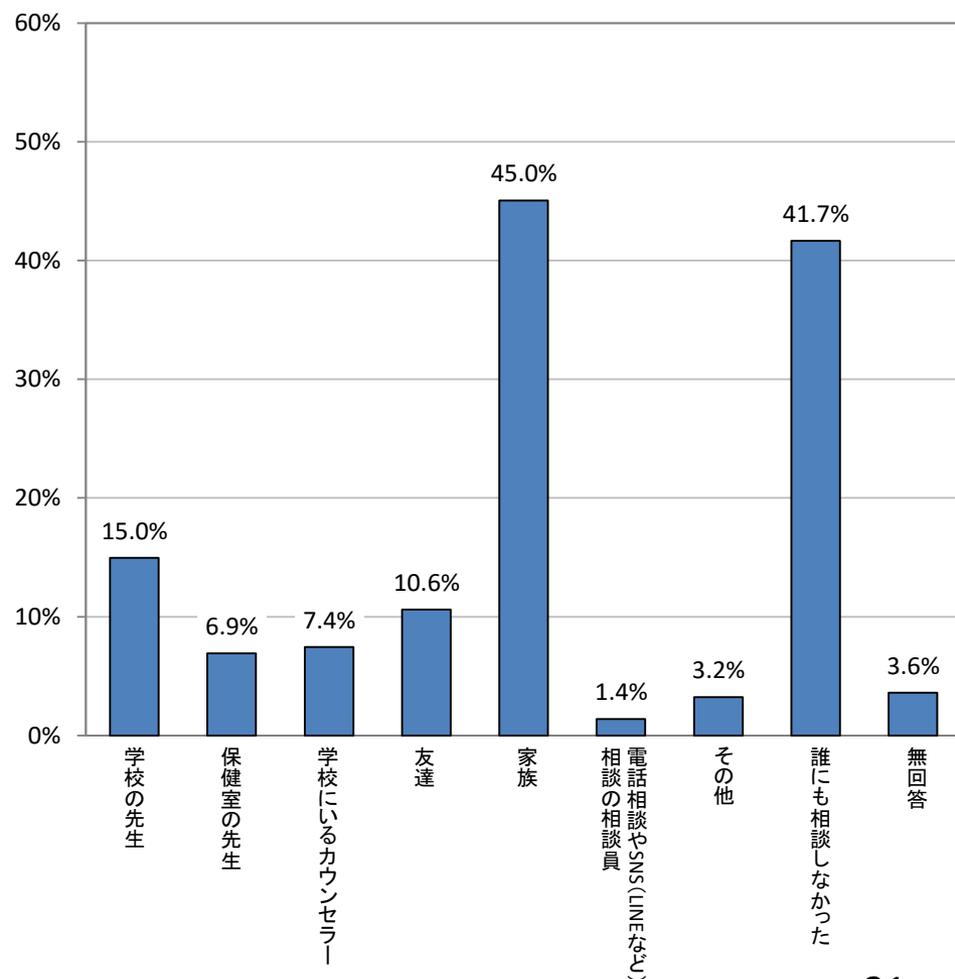
○小学生からの回答では、「家族（54%）」が5割を超えているが、約4割が「誰にも相談しなかった（36%）」と回答している。

○中学生からの回答では、割合が高い順に「家族（45%）」、「誰にも相談しなかった（42%）」である。

【小学校】



【中学校】

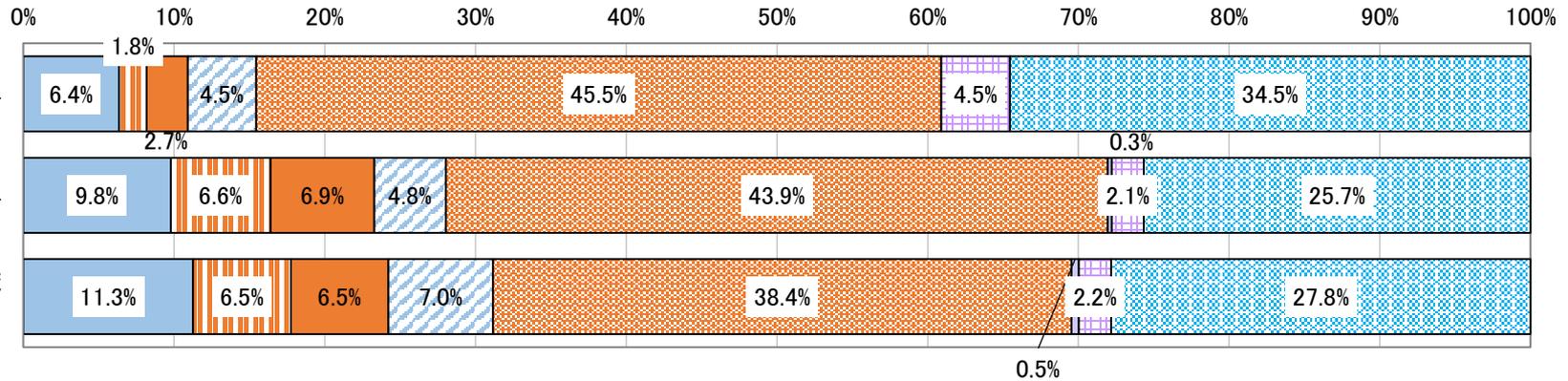


(複数回答可)

学校に行きづらいと感じ始めた時に相談した相手

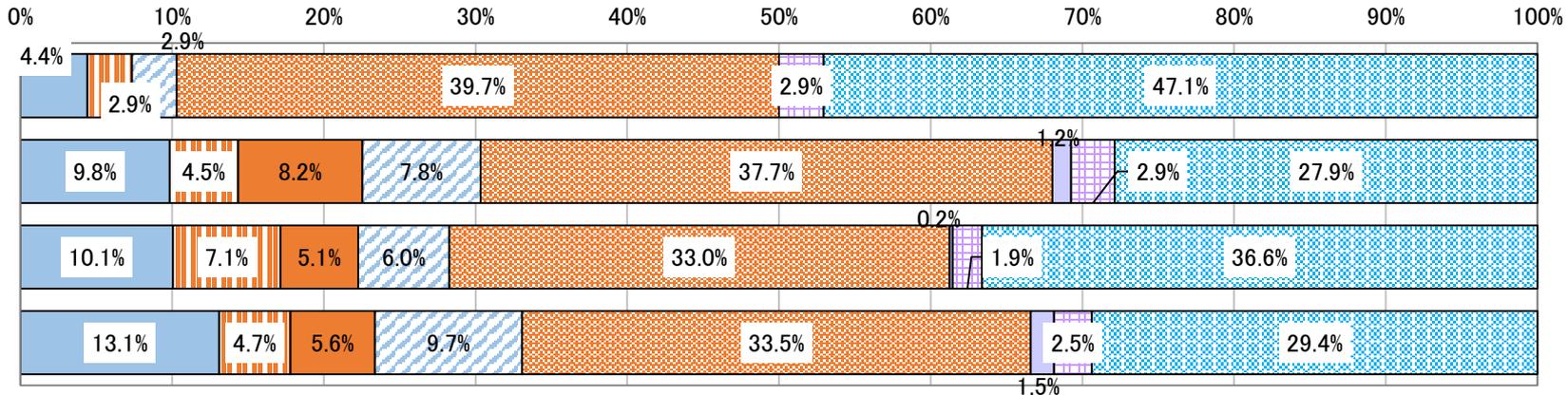
○児童生徒が最初に30日以上欠席をした時期によって低学年群、中学年群、高学年群に分類。
 ○「休みたいと感じ始めてから実際に休み始めるまでの期間に相談した相手」（複数回答）を見ると、小学生からの回答では、学校に行きづらいと感じ始めた時に低学年群は他の群と比較して「学校の先生」「保健室の先生」「学校にいるカウンセラー」「友達」に相談したと回答した割合が低く、「誰にも相談しなかった」が高い。
 ○中学生の回答からも同様のことが言える。

【小学校】



■学校の先生 ■保健室の先生 ■学校にいるカウンセラー ■友達 ■家族 ■電話相談やSNS(LINEなど)相談の相談員 ■その他 ■誰にも相談しなかった

【中学校】

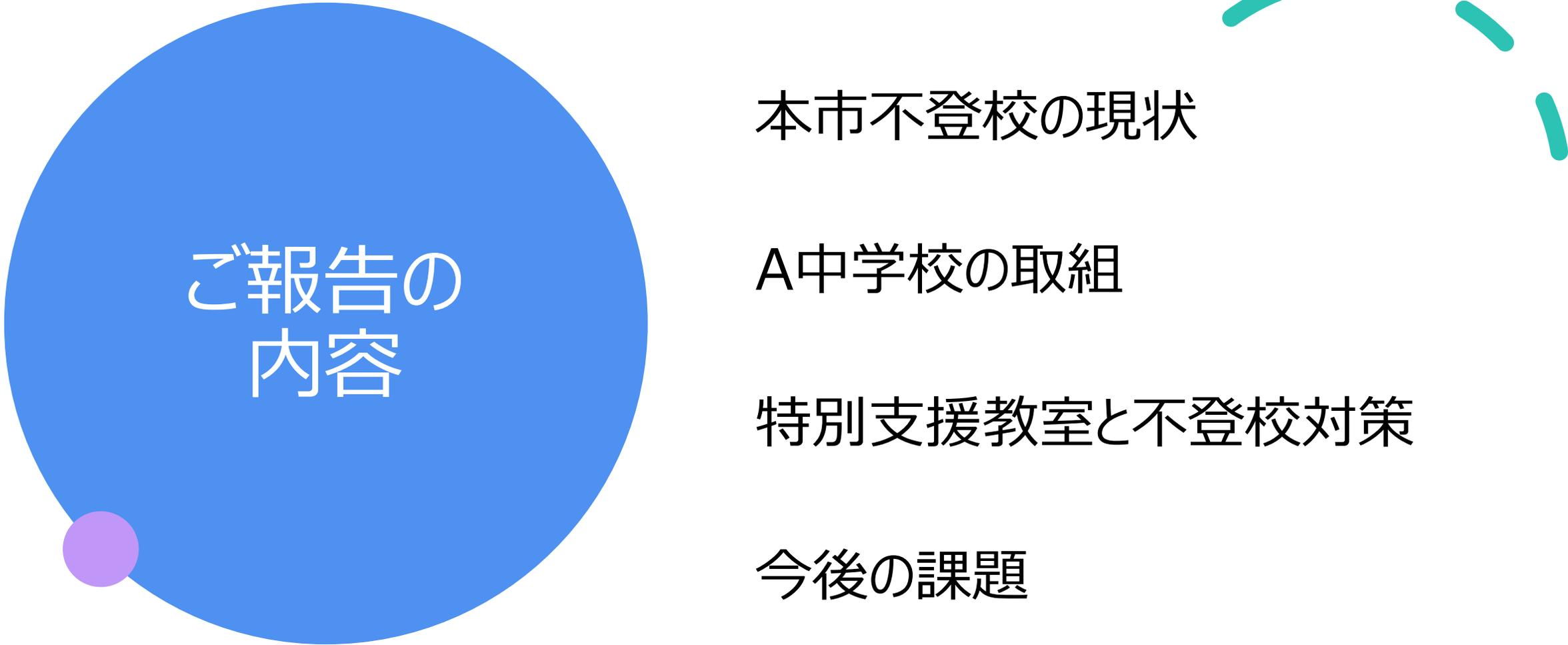


■学校の先生 ■保健室の先生 ■学校にいるカウンセラー ■友達 ■家族 ■電話相談やSNS(LINEなど)相談の相談員 ■その他 ■誰にも相談しなかった

(複数回答可)

不登校対策の 現状と課題

横浜市教育委員会事務局
人権健康教育部
人権教育・児童生徒課



ご報告の 内容

本市不登校の現状

A中学校の取組

特別支援教室と不登校対策

今後の課題

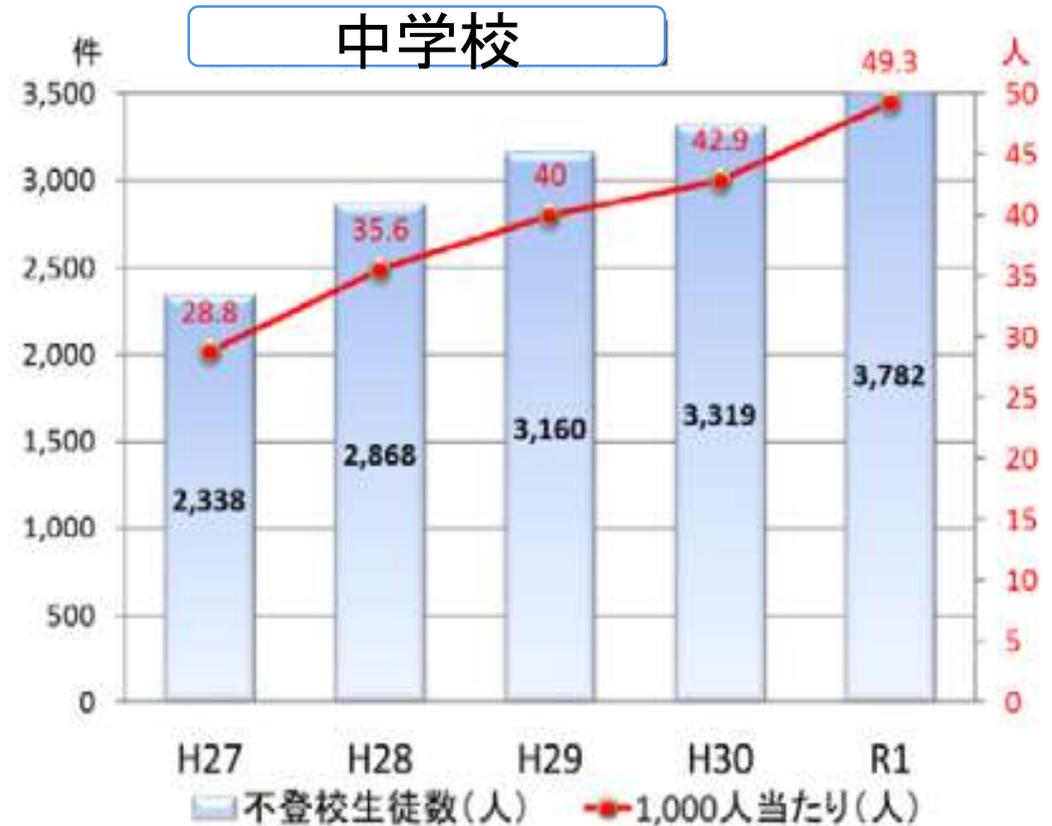
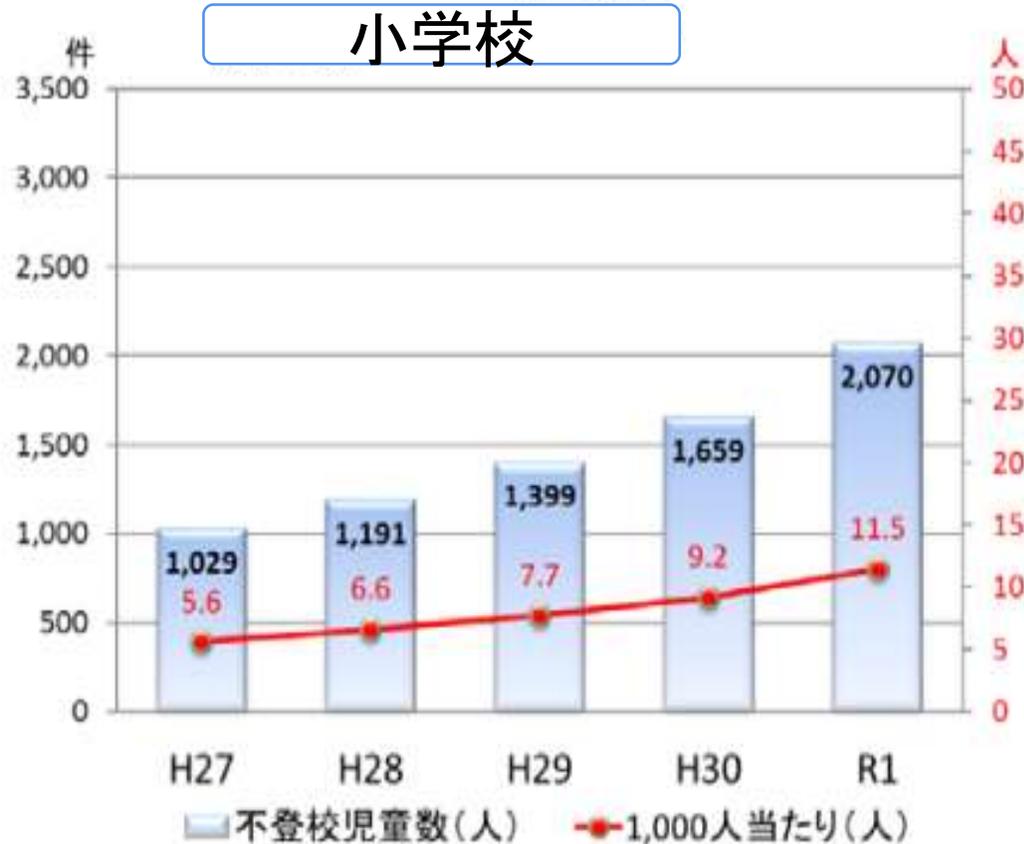


本市 不登校の現状

令和元年度
調査結果より

長期欠席の状況

【小中学校】	H27	H28	H29	H30	R1	増減	増減率
病気	885	845	862	909	559	-350	-38.5%
経済的理由	11	0	0	0	0	0	0.0%
不登校	3,367	4,059	4,559	4,978	5,852	874	17.6%
その他	821	448	472	489	375	-114	-23.3%
合計	5,084	5,352	5,893	6,376	6,786	410	6.4%



欠席日数

小学校では30～89日の欠席児童が1,226人(59.2%)、中学校では90日以上
の欠席生徒が2,332人(61.7%)と不登校全体の半数以上を占めています。

小学校	H27		H28		H29		H30		R1		
	不登校児童数	1,000人当たり	割合								
①30～89日	541	3.0	679	3.7	719	4.0	904	5.0	1,226	6.8	59.2%
②90日以上	488	2.7	512	2.8	680	3.8	755	4.2	844	4.7	40.8%
③合計(①+②)	1,029	5.6	1,191	6.6	1,399	7.7	1,659	9.2	2,070	11.5	100.0%
④出席10日以下	122	0.7	89	0.5	103	0.6	112	0.6	140	0.8	6.8%

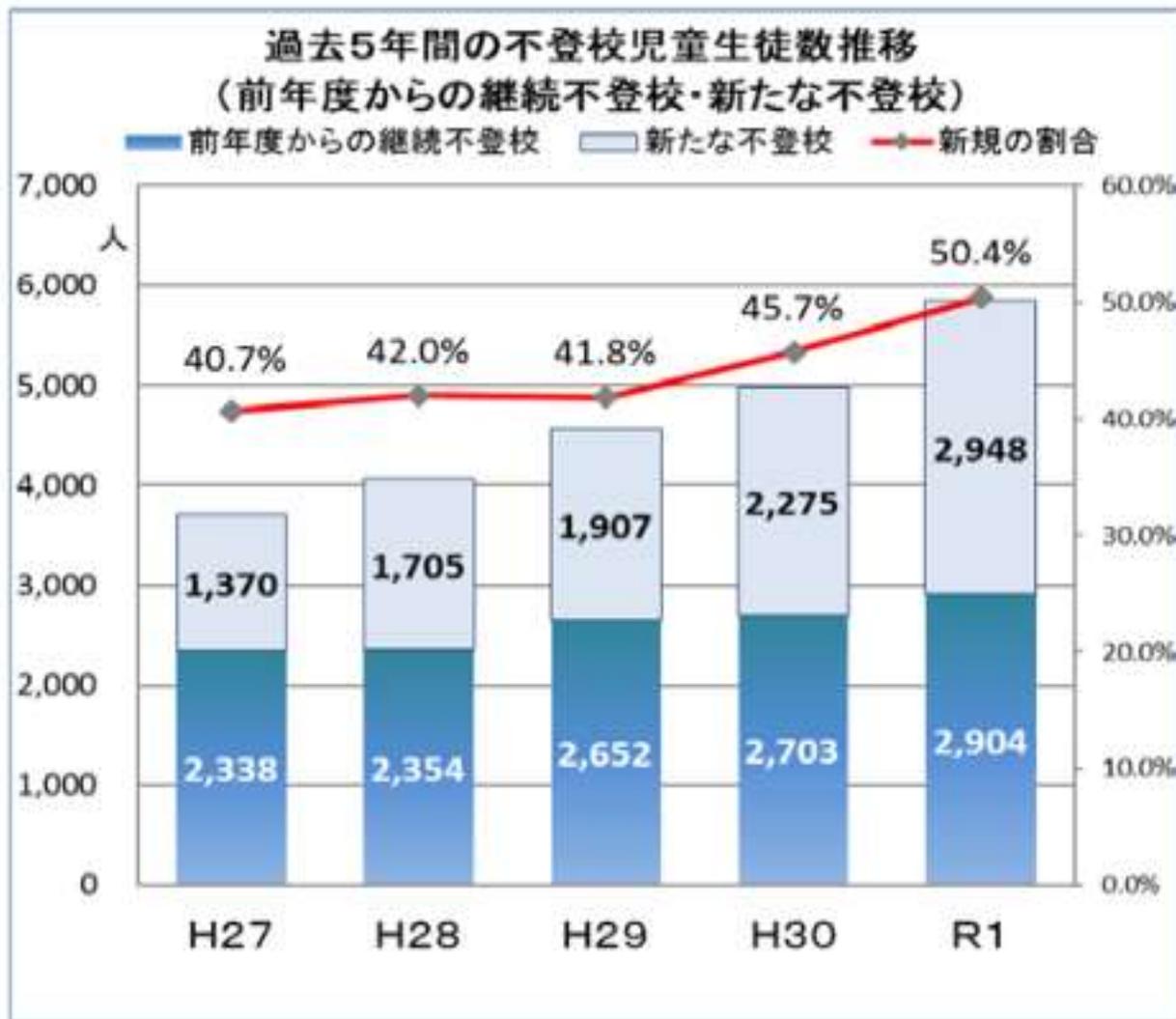
※④の不登校児童数は②の内数

中学校	H27		H28		H29		H30		R1		
	不登校生徒数	1,000人当たり	割合								
①30～89日	772	9.5	1,056	13.1	1,208	15.3	1,089	14.1	1,450	18.9	38.3%
②90日以上	1,566	19.3	1,812	22.5	1,952	24.7	2,230	28.8	2,332	30.4	61.7%
③合計(①+②)	2,338	28.8	2,868	35.6	3,160	40.0	3,319	42.9	3,782	49.3	100.0%
④出席10日以下	425	5.2	424	5.3	447	5.7	495	6.4	534	7.0	14.1%

※④の不登校生徒数は②の内数

新たな不登校の状況

新たに不登校となった児童生徒数は全体の50.4%（前年度45.7%）です。
中学1年生では新規生徒の占める数が多くなっています。



不登校の要因と考えられる状況

区分 学校種		学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路にかかる不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ・あそび・非行	無気力・不安	
小学校	①主たるもの(1人1つずつ必ず選択)	2	207	63	94	7	1	17	68	46	293	37	265	897	73
	②主たるもの以外にも当てはまるもの(複数)	14	112	41	177	9	2	16	41	48	309	50	182	272	10
中学校	①主たるもの(1人1つずつ必ず選択)	2	757	38	278	36	44	28	147	86	218	66	365	1,676	41
	②主たるもの以外にも当てはまるもの(複数)	8	217	37	262	57	40	18	49	36	163	62	166	425	2
①合計		4	964	101	372	43	45	45	215	132	511	103	630	2,573	114
②合計		22	329	78	439	66	42	34	90	84	472	112	348	697	12
①主たる要因の件数合計に対する割合		0.1%	16.5%	1.7%	6.4%	0.7%	0.8%	0.8%	3.7%	2.3%	8.7%	1.8%	10.8%	44.0%	1.9%

※令和元年度より調査項目が変更となりました

不登校児童生徒が相談指導を受けた機関

R1		相談・指導を受けた機関等(複数回答)									合計
		(教育支援センター 適応指導教室)	教育委員会及び教育 センター等教育委員 会所管の機関	児童相談所、福祉事 務所	保健所、精神保健福 祉センター	病院、診療所	民間団体、民間施設	その他、左記以外の 機関等	養護教諭による 専門的な指導	スクールカウンセ ラー・相談員等に よる専門的な相談	
H27	小学校	80	106	95	38	185	68	43	186	514	1,315
	中学校	164	67	145	13	202	89	39	187	807	1,713
	計	244	173	240	51	387	157	82	373	1,321	3,028
H28	小学校	74	58	48	4	99	34	24	214	561	1,116
	中学校	177	69	72	2	149	86	21	423	1,012	2,011
	計	251	127	120	6	248	120	45	637	1,573	3,127
H29	小学校	98	71	55	9	100	43	9	219	598	1,202
	中学校	200	98	79	15	157	86	25	485	1,057	2,202
	計	298	169	134	24	257	129	34	704	1,655	3,404
H30	小学校	144	109	170	25	327	100	18	262	748	1,903
	中学校	289	93	289	8	437	175	20	425	1,170	2,906
	計	433	202	459	33	764	275	38	687	1,918	4,809
R1	小学校	159	123	243	8	452	125	29	309	976	2,424
	中学校	288	101	381	2	559	228	21	514	1,355	3,449
	計	447	224	624	10	1,011	353	50	823	2,331	5,873

調査結果から

不登校の背景要因は複数が絡み合っている現状にある。

不登校は、充たされていない様々な児童生徒のニーズの表出である。

① 対策には、より専門的なアセスメントに基づく支援が求められる(専門性に基づくチーム体制)

② 対策には、児童生徒の様々なニーズを充たす学校環境の整備が求められる。(学校風土づくり)

A中学校の取組

～1人の生徒を全教職員で育てる～

取組のきっかけ

多くの不登校

- 在籍生徒数600人のうち30人（約5%）近くの不登校
- 非行等の問題行動への対処で、声を上げにくい不登校生徒への対応が十分でない状況

学年の孤立

- 不登校の生徒への対応は学年が担うことになっていたため、多くの不登校を抱える学年は、手が回らない状況
- 走り回る当該学年を冷やかに見つめる他学年
- 疲弊しても「SOS」が出せない職場環境に…

教員の疲弊

- 助け合えない職場環境に、3年で異動を希望する職員が増加
- 見知った教員が少ないことから、学校に愛着を持たず暴れる生徒
- 毎日が見通しのもてない対応の連続で、疲弊する教員

校長の決意

職員の個々の活動はできている。
けれども、チームになるのが難しい。
先生のHAPPYが子どもの笑顔をつくる。
なら、

“一人の生徒を全教職員で育てる”

ことを目標にしよう！

教員へのスローガンは、

**「職員の美しい心が寄り添う中で、
A中学校の文化を生き育てる」としよう！**



A中学校の不登校対策の経過

【開始期】

不登校生徒一人ひとりの
現状把握

(SC、SSWを活用した
アセスメントの実施)
アセスメントに基づく支援
の方向性の確認

学校長から職員への趣旨
説明

生徒指導専任教諭、特
別支援教育Co.から全教
職員に取組への思いを語
る

会話と調和により、“誰も
が”働きやすく、居心地の
よい職場づくりを目指す
魅力ある職場の雰囲気
は、生徒にも“支えあい”を
伝えられることを確信

A中学校の不登校対策の経過

【形成期】

不登校・登校しぶり・不登校のリスクが高い生徒リストの共有

定期的な**モニタリング**と**専門職**による**再アセスメント**

学級に入りづらさを感じている生徒の受け皿となる

特別支援教室の環境整備

特別支援教室運営のための人の手配（**全ての教員が運営に入る**）

誰もがすぐにサポートに入れる**共有方法の構築**

様々な変化

全ての教員が不登校に関わるようになり、**子どもを見守る眼が育った**。
これにより、あらゆる場面で教員が生徒の変化をキャッチし、当該学年に伝えられるようになった。

情報共有が日常的になり、学年間の垣根が低くなることで、
職員室の 雰囲気が大きく変わった。

各教員が、校長や専任が声を掛けなくても、
学年を超えたフォローに入るようになった。

開設3年目の特別支援教室卒業生が、
「私はA中学校特別支援教室の出身です！」と**胸を張って宣言**。

小学校で完全不登校だった生徒が、特別支援教室に登校。
卒業式にどうしたら参加できるかを学校全体で考え、2分半の参加の形を整えたところ、本児は**卒業証書を壇上で受け取る**ことができた。

不登校生徒の経年変化

約半減！

	初年度	2年目	3年目	4年目
不登校生徒数 (%)	35 (約5.9%)	32 (約5.4%)	23 (約3.9%)	18 (約3.1%)
学校の取り組む	特別支援教室 開設	全職員による 運営体制構築	養護教諭加配の 利用	特別支援教育 加配の利用
	環境整備	公平な授業数分担	加配をハブにした情報連携	



本市の特別支援教室活用モデルに

A中学校の取組は、まさにチームとしての学校

1. 専門性に基づくチーム体制の構築

- ・ これからの学校に必要な教職員、専門能力スタッフ等の配置を進めるとともに、教員が授業等の専門性を高めることができる体制や、専門能力スタッフ等が自らの専門性を発揮できるような連携、分担の体制を整備する。

SC・SSWが学校の一員として不登校生徒のアセスメントに積極的に参加できた。

2. 学校のマネジメント機能の強化

- ・ 教職員や専門能力スタッフ等の多職種で組織される学校がチームとして機能するよう、管理職のリーダーシップや学校のマネジメントの在り方等について検討を行い、校長がリーダーシップを発揮できるような体制の整備や、学校内の分掌や委員会等の活動を調整して、学校の教育目標の下に学校全体を動かしていく機能の強化等を進める。

3. 教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備

- ・ 教職員や専門能力スタッフ等の多職種で組織される学校において、教職員一人一人が力を発揮し、更に伸ばしていけるよう、学校の組織文化も含めて、見直しを検討し、人材育成や業務改善等の取組を進める。

仲間を大事にする
職場だから、生徒を
大事にできる！

現在の本市の 不登校児童生徒支援事業

支援の最前線
としての
特別支援
教室
(学校)

家庭訪問
による学習
支援事業

民間フリース
クールとの連携

アットホーム
スタディ事業
(学習支援ソフト)

ハートフルフレンド(家庭訪問)
ハートフルスペース(居場所)
ハートフルルーム(ゆるやかな授業)

保護者
の集い

専門職の活用（明確な位置づけ）



各段階でのSC・SSWの利用を明確に位置付け
SC・SSWの専門性の向上を目指した人材育成体制の構築
これにより
こども・保護者・学校が相互に葛藤を抱えた場合、
専門職の介入が可能に

今後の課題

ご清聴、ありがとうございました。

2021/10/06

支援する人手の不足

- ・ 学校体制の核となる児童支援専任教諭が支援に注力できる体制

複雑化する不登校の背景要因

- ・ 専門職が更に専門性を身に着け、発揮できる体制

多忙化する業務

- ・ 多職種をマネジメントする学校経営

令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について

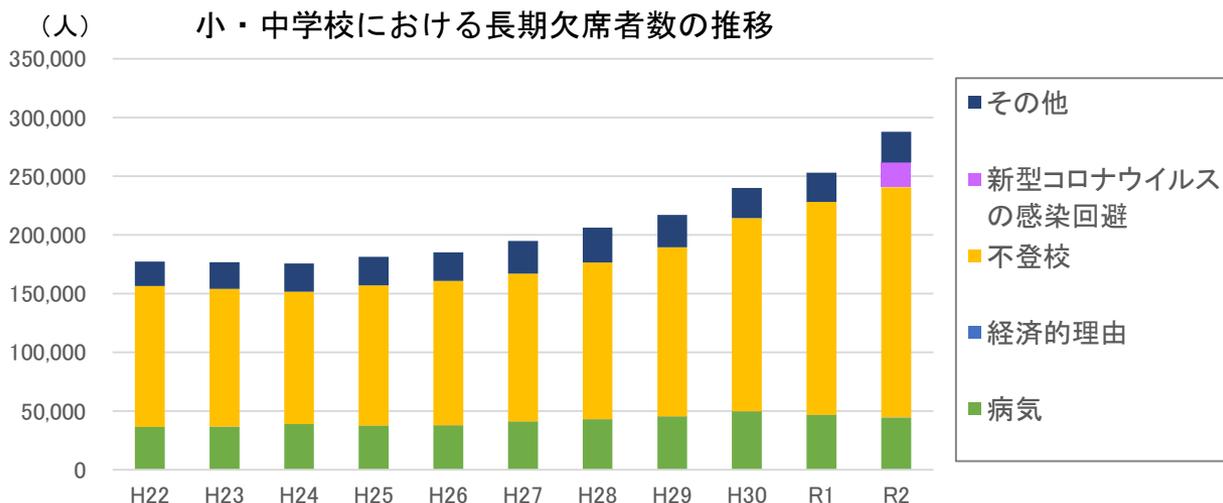
令和3年11月25日
不登校に関する調査研究協力者会議資料



文部科学省

小・中学校における長期欠席の状況について

小・中学校における長期欠席者数は287,747人（前年度252,825人）。このうち不登校によるものは196,127人（前年度181,272人），新型コロナウイルスの感染回避によるものは20,905人となっている。



※ 令和元年度調査までは、年度間に30日以上欠席した児童生徒について調査。

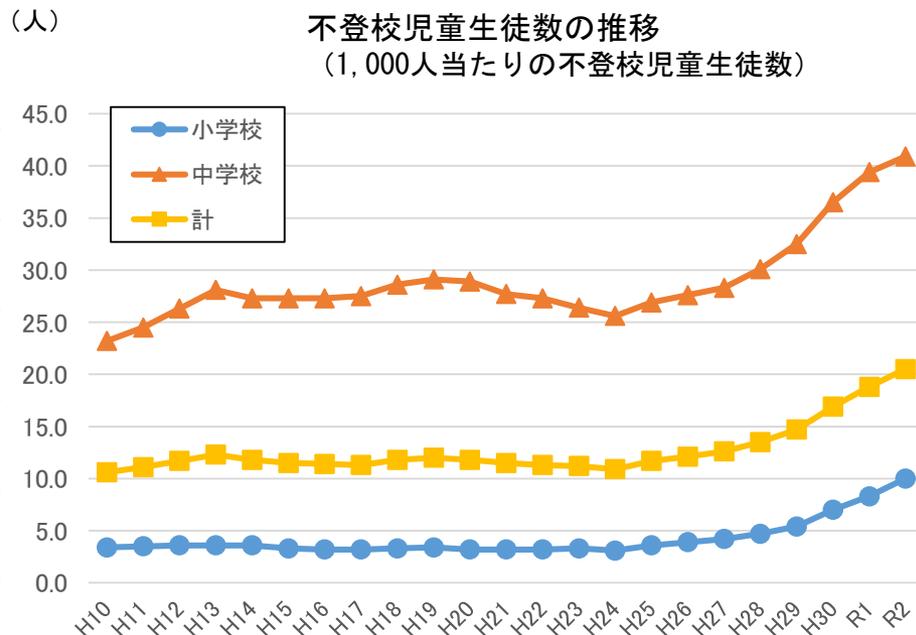
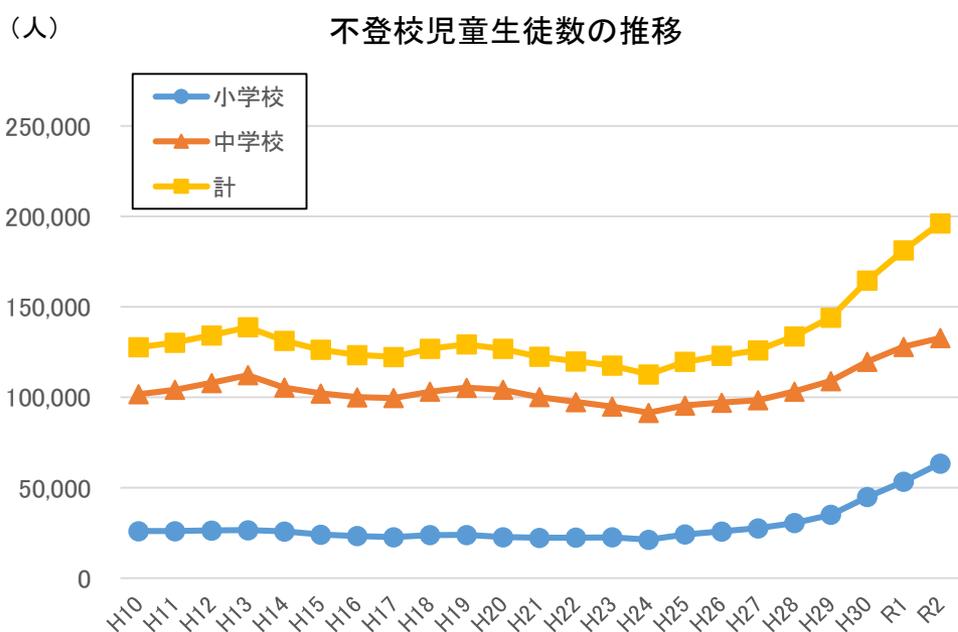
※ 令和2年度調査においては、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒について調査。

※ 令和2年度調査においては、長期欠席の理由に「新型コロナウイルスの感染回避」を追加。

		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
小学校	病气	19,611	19,595	20,335	18,763	18,981	19,946	20,325	21,480	23,340	20,955	18,539
	経済的理由	43	47	34	30	25	18	12	9	15	11	13
	不登校	22,463	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350
	新型コロナウイルスの感染回避	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	14,238
	その他	10,477	12,076	12,340	12,518	12,992	15,544	16,308	15,997	15,837	15,773	17,606
	計	52,594	54,340	53,952	55,486	57,862	63,091	67,093	72,518	84,033	90,089	113,746
中学校	病气	16,810	16,928	18,581	18,668	18,870	21,118	22,488	23,882	26,284	25,779	25,888
	経済的理由	86	72	57	55	39	31	17	18	9	19	20
	不登校	97,428	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777
	新型コロナウイルスの感染回避	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	6,667
	その他	10,452	10,497	11,733	11,669	11,247	12,250	13,460	11,623	10,026	9,016	8,649
	計	124,776	122,333	121,817	125,834	127,189	131,807	139,200	144,522	156,006	162,736	174,001
計	病气	36,421	36,523	38,916	37,431	37,851	41,064	42,813	45,362	49,624	46,734	44,427
	経済的理由	129	119	91	85	64	49	29	27	24	30	33
	不登校	119,891	117,458	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127
	新型コロナウイルスの感染回避	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	20,905
	その他	20,929	22,573	24,073	24,187	24,239	27,794	29,768	27,620	25,863	24,789	26,255
	計	177,370	176,673	175,769	181,320	185,051	194,898	206,293	217,040	240,039	252,825	287,747

小・中学校における不登校の状況について

小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は196,127人（前年度181,272人）であり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は20.5人（前年度18.8人）。不登校児童生徒数は8年連続で増加し、過去最多となっている。



不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
小学校	26,017	26,047	26,373	26,511	25,869	24,077	23,318	22,709	23,825	23,927	22,652	22,327	22,463	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350
	3.4	3.5	3.6	3.6	3.6	3.3	3.2	3.2	3.3	3.4	3.2	3.2	3.2	3.3	3.1	3.6	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0
中学校	101,675	104,180	107,913	112,211	105,383	102,149	100,040	99,578	103,069	105,328	104,153	100,105	97,428	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777
	23.2	24.5	26.3	28.1	27.3	27.3	27.3	27.5	28.6	29.1	28.9	27.7	27.3	26.4	25.6	26.9	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9
計	127,692	130,227	134,286	138,722	131,252	126,226	123,358	122,287	126,894	129,255	126,805	122,432	119,891	117,458	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127
	10.6	11.1	11.7	12.3	11.8	11.5	11.4	11.3	11.8	12.0	11.8	11.5	11.3	11.2	10.9	11.7	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5

※平成10年度調査より不登校児童生徒として調査を行っている。

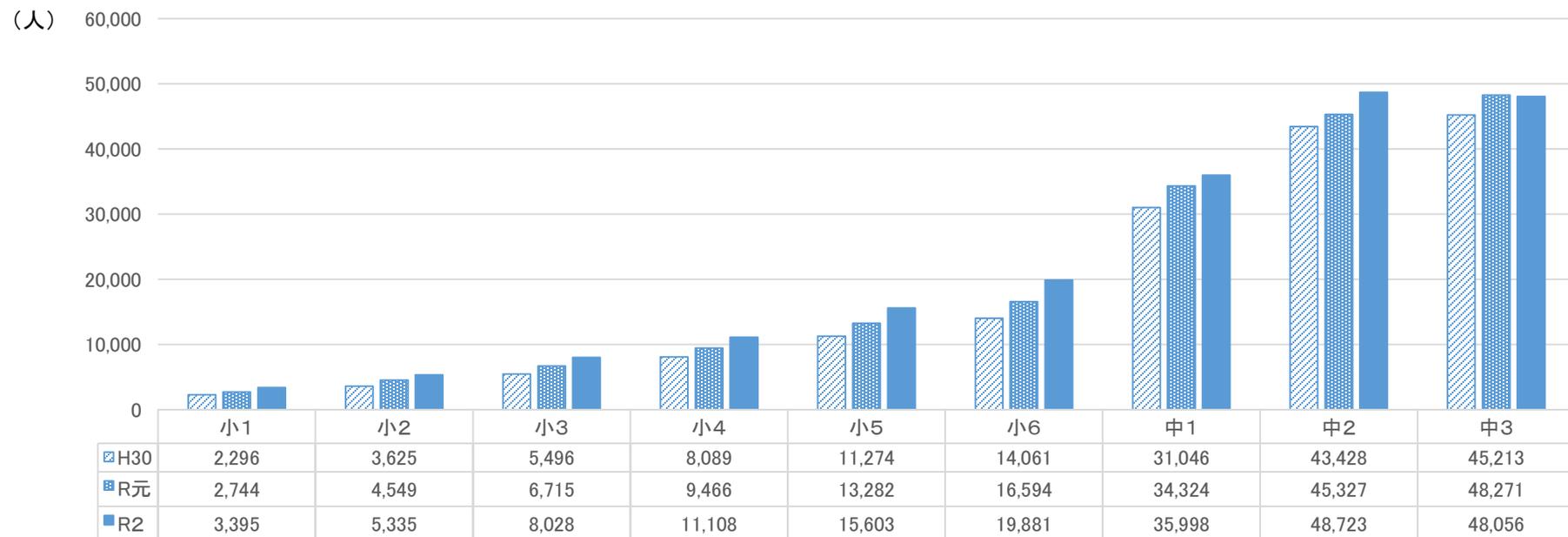
小・中学校における不登校の状況について

90日以上欠席した者は、不登校児童生徒数の54.9%を占め、依然として長期に及ぶ不登校児童生徒が多い。

区分	欠席日数30～89日の者		欠席日数90日以上で出席日数11日以上の子		欠席日数90日以上で出席日数1～10日の者		欠席日数90日以上で出席日数0日の者		不登校児童生徒数
小学校	35,614	56.2%	22,096	34.9%	3,545	5.6%	2,095	3.3%	63,350
中学校	52,742	39.7%	60,107	45.3%	13,762	10.4%	6,166	4.6%	132,777
合計	88,356	45.1%	82,203	41.9%	17,307	8.8%	8,261	4.2%	196,127

※ パーセンテージは、各区分における不登校児童生徒数に対する割合。

学年別不登校児童生徒数



小・中学校における不登校の状況について

不登校の要因

【国公立】小・中学校

	不登校児童生徒数	学校に係る状況							家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし	
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不 適応	学校のきまり等をめぐる問 題	入学、転編入学、進級時の不 適応	家庭の生活環境の急激な変 化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、あそび、 非行		無気力、不安
小学校	63,350	171	4,259	1,187	2,049	153	11	453	1,121	2,408	9,227	1,027	8,863	29,331	3,090
		0.3%	6.7%	1.9%	3.2%	0.2%	0.0%	0.7%	1.8%	3.8%	14.6%	1.6%	14.0%	46.3%	4.9%
中学校	132,777	228	16,571	1,226	8,626	1,428	772	1,061	5,412	3,259	8,168	2,456	14,576	62,555	6,439
		0.2%	12.5%	0.9%	6.5%	1.1%	0.6%	0.8%	4.1%	2.5%	6.2%	1.8%	11.0%	47.1%	4.8%
合計	196,127	399	20,830	2,413	10,675	1,581	783	1,514	6,533	5,667	17,395	3,483	23,439	91,886	9,529
		0.2%	10.6%	1.2%	5.4%	0.8%	0.4%	0.8%	3.3%	2.9%	8.9%	1.8%	12.0%	46.9%	4.9%

※1 「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因一つを選択。

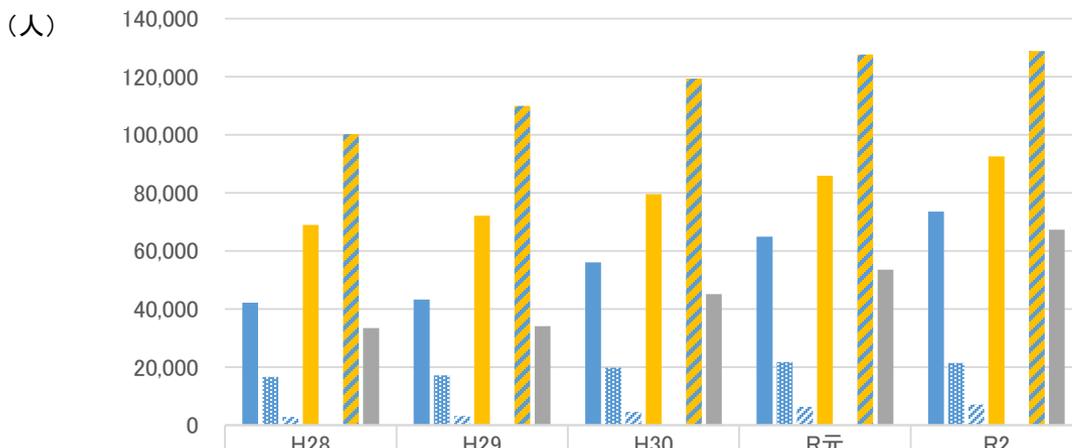
※2 下段は、不登校児童生徒数に対する割合。

小・中学校における不登校の状況について

不登校児童生徒が学校内外で相談・指導等を受けた状況

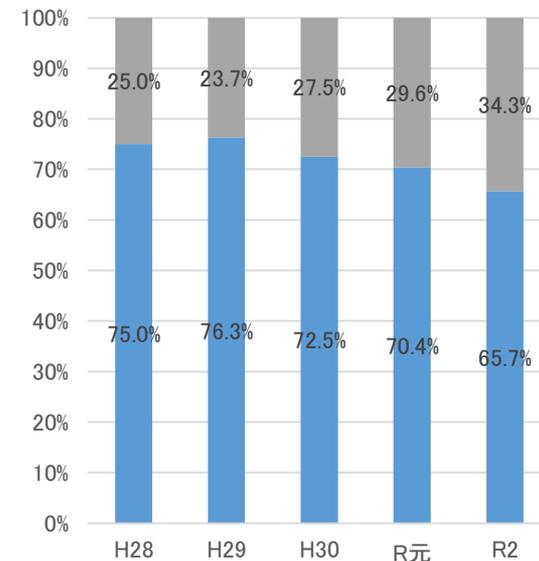
学校内外の機関等で相談・指導等を受けた不登校児童生徒は約12万9千人（前年度約12万8千人）で、不登校児童生徒に占める割合は65.7%（前年度70.4%）である。

不登校児童生徒のうち学校内外で相談・指導等を受けた人数



	H28	H29	H30	R元	R2
学校外の機関で相談・指導を受けた	42,219	43,336	56,090	64,877	73,527
うち「教育支援センター」	16,630	17,108	19,754	21,695	21,436
うち「民間団体、民間施設」	2,860	3,167	4,635	6,328	7,066
学校内で専門的な相談・指導を受けた	68,969	72,183	79,621	85,869	92,626
学校内外の機関で相談・指導を受けた	100,232	109,935	119,356	127,679	128,833
学校内外で相談・指導を受けていない	33,451	34,096	45,172	53,593	67,294

相談・指導等を受けた割合

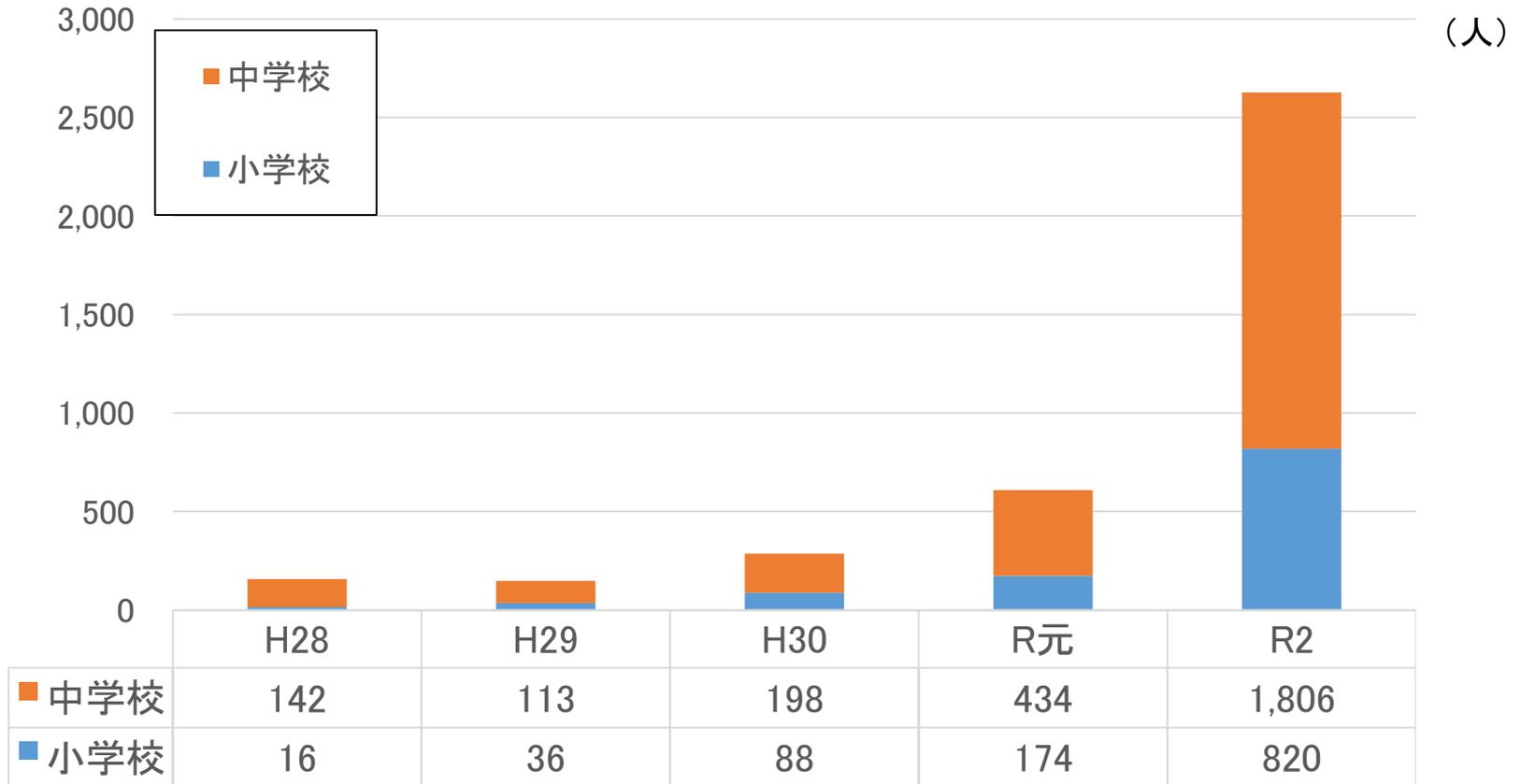


- 学校内外の機関で相談・指導を受けていない児童生徒の割合
- 学校内外の機関で相談・指導を受けた児童生徒の割合

※学校内外の複数の機関で相談・指導等を受けた児童生徒がいるので、内数と合計は一致しない。

小・中学校における不登校の状況について

自宅におけるICT等を活用した学習活動を
指導要録上出席扱いとした児童生徒数

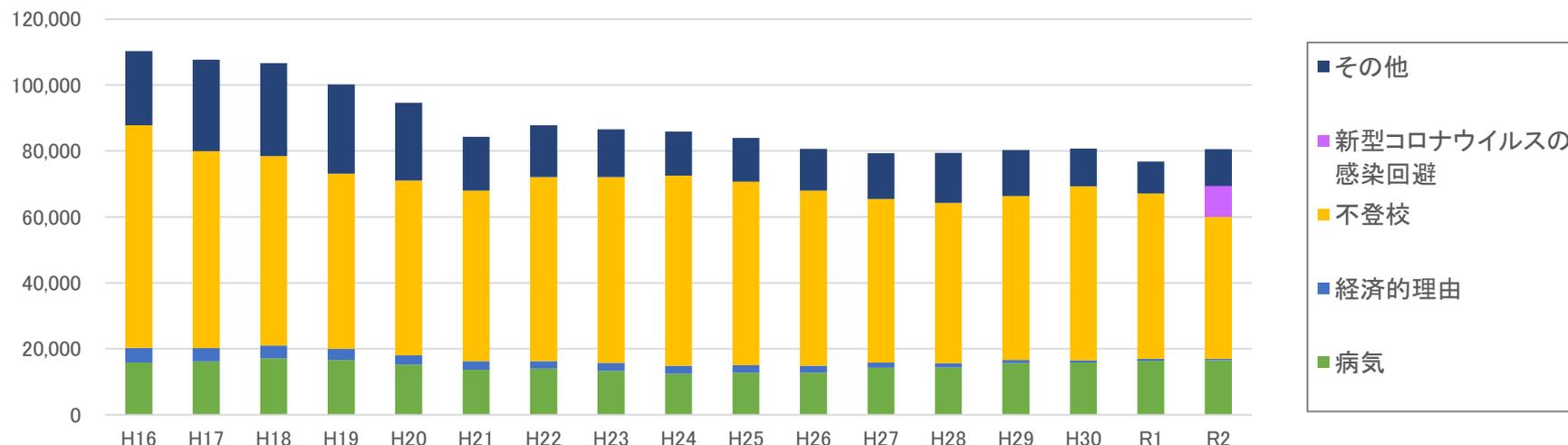


高等学校における長期欠席の状況について

高等学校における長期欠席者数は80,527人（前年度76,775人）。このうち不登校によるものは43,051人（前年度50,100人），新型コロナウイルスの感染回避によるものは9,382人となっている。

(人)

高等学校における長期欠席者数の推移



	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
病気	15,811	16,170	17,194	16,658	15,254	13,666	14,010	13,277	12,457	12,794	12,821	14,266	14,394	15,632	15,812	16,358	16,521
経済的理由	4,459	4,078	3,755	3,396	2,736	2,628	2,278	2,464	2,405	2,281	2,044	1,606	1,263	1,036	764	644	429
不登校	67,500	59,680	57,544	53,041	53,024	51,728	55,776	56,361	57,664	55,655	53,156	49,563	48,565	49,643	52,723	50,100	43,051
新型コロナウイルスの感染回避	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	9,382
その他	22,517	27,754	28,122	27,043	23,584	16,316	15,724	14,424	13,357	13,235	12,592	13,922	15,169	14,002	11,453	9,673	11,144
計	110,287	107,682	106,615	100,138	94,598	84,338	87,788	86,526	85,883	83,965	80,613	79,357	79,391	80,313	80,752	76,775	80,527

※ 令和元年度調査までは、年度間に30日以上欠席した生徒について調査。

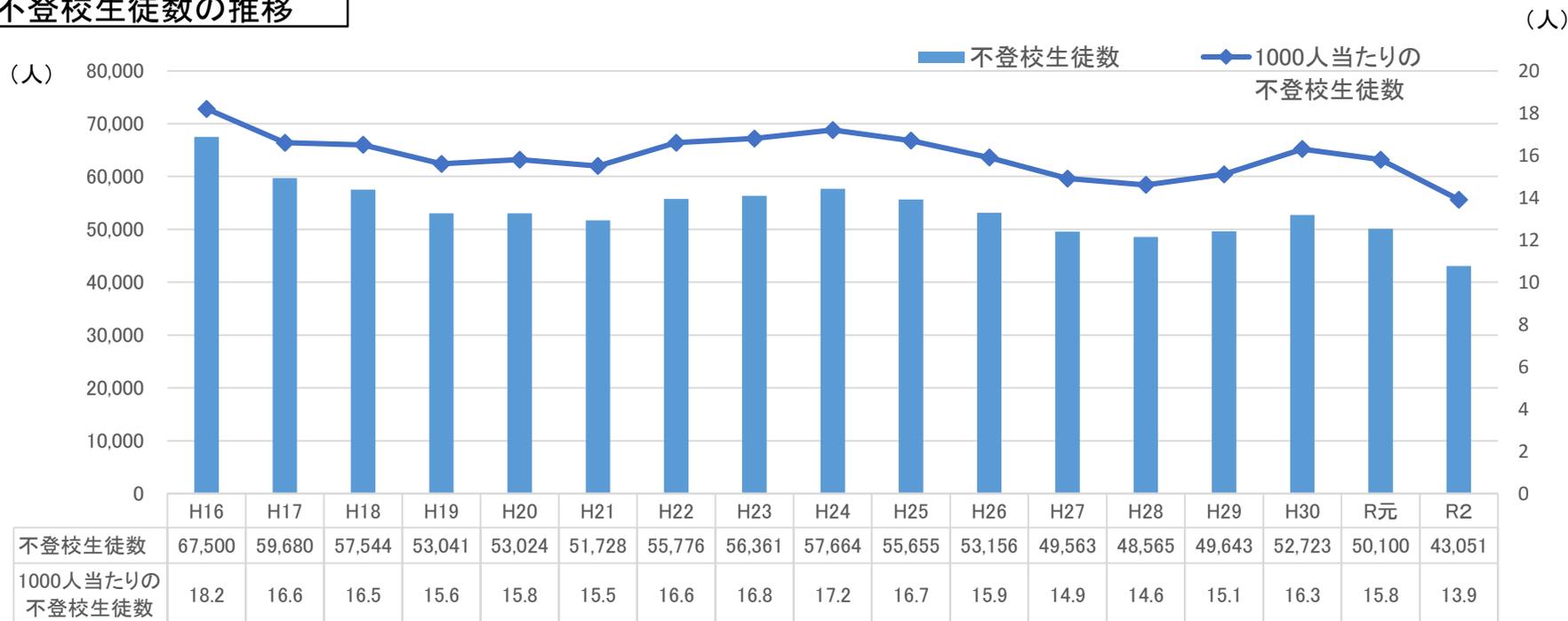
※ 令和2年度調査においては、「生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった生徒について調査。

※ 令和2年度調査においては、長期欠席の理由に「新型コロナウイルスの感染回避」を追加。

高等学校における不登校の状況について

高等学校における不登校生徒数は43,051人（前年度50,100人）であり、1,000人当たりの不登校生徒数は、13.9人（前年度15.8人）である。

不登校生徒数の推移



90日以上欠席した者は、不登校生徒数の19.6%である。

区分	欠席日数30～89日の者		欠席日数90日以上で出席日数11日以上の方		欠席日数90日以上で出席日数1～10日の者		欠席日数90日以上で出席日数0日の者		不登校児童生徒数
国公立計	34,596	80.4%	6,470	15.0%	1,416	3.3%	569	1.3%	43,051

	国公立計	不登校生徒数に対する割合
不登校生徒のうち中途退学に至った者	8,480	19.7%
不登校生徒のうち原級留置になった者	3,042	7.1%

令和3年11月25日

不登校に関する調査研究協力者会議

京都市における不登校児童生徒への支援 及びスクールカウンセラー, スクールソーシャル ワーカーの活用について

京都市教育委員会

教育相談総合センター

カウンセリングセンター長

指導部生徒指導課担当課長

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部

育成推進課担当課長兼任)

公認心理師
臨床心理士

長谷川 智広

京都市の不登校児童生徒への支援施策

洛風中学校・洛友中学校

【不登校特例校】 【不登校特例校+夜間中学】
(いずれも生徒指導課の所管)

フリースクール等 民間団体

京都奏和高校

【不登校経験や様々な困りのある生徒を支える
新たな定時制・単位制高校】
(令和3年4月開校)

連携

- ・連携事業の実施
- ・学校との連携促進 など

こども相談センターパトナ (京都市教育相談総合センター)

指導・支援
報告・相談

一体化

生徒指導と教育相談(カウンセリング)にか
かる部門及び教育支援センター(適応
指導教室)を一体化した施設。

- ・対面, 電話, SNS等による相談事業
- ・ICTを活用した学習支援事業
- ・フリースクールと連携した家庭訪問事業 など

- ・専門的な指導助言
- ・SC, SSWの派遣
- ・学生ボランティアの派遣 など

指導・支援
報告・相談

支援
相談

- ・登校支援委員会の設置
- ・家庭訪問
- ・GIGA端末を活用した支援 など

学 校

支援

家庭・子ども

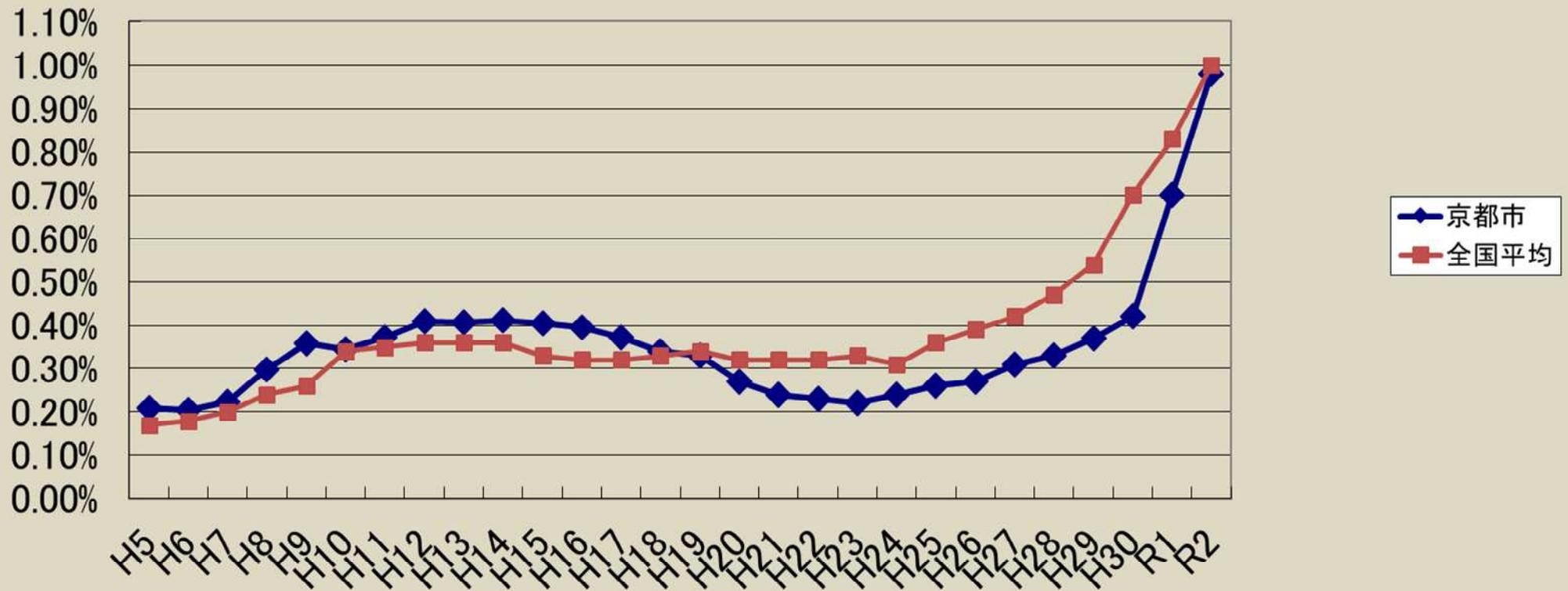
こども相談センターパトナについて

正式名称は、京都市教育相談総合センター。「生徒指導」と「教育相談(カウンセリング)」にかかる部門、及び教育支援センター(適応指導教室)「ふれあいの杜」を一体化した施設として、平成15年4月に開所。旧 初音中学校跡地を活用。京都市営地下鉄「烏丸御池駅」から約200m。



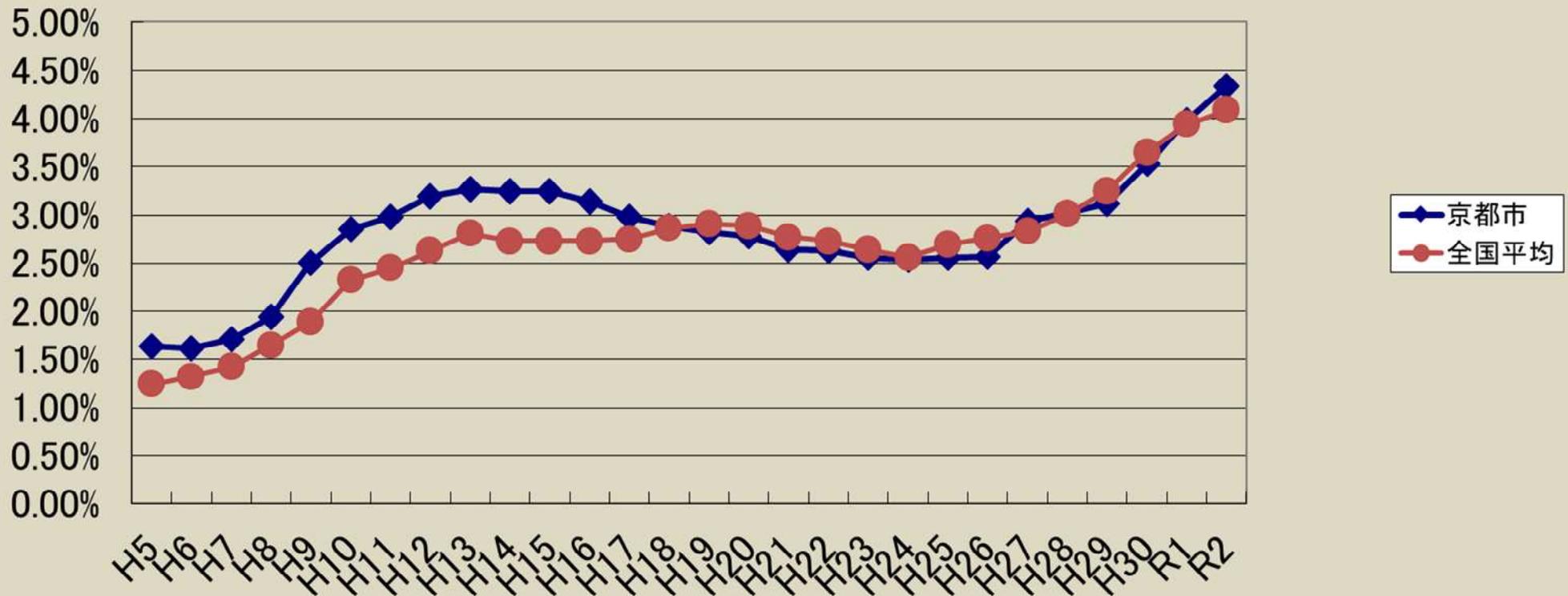
不登校児童在籍率の推移【小学校】

不登校児童在籍率推移(小学校)



不登校生徒在籍率の推移【中学校】

不登校生徒在籍率推移(中学校)



なぜ近年不登校が増加しているのか？

不登校の増加には様々な要因があるが、次のような困難である

①教育

社会全体の意識の変化・
多様化, 家庭内へのデジ
タル機器の普及などの
影響を無視できない！

なお、京都市では、平成26年度（2014年度）の調査結果に基づき、平成27年度（2015年度）の調査結果を踏まえ、平成28年度（2016年度）に「子どものストレス等を把握するためのアンケート調査」を全市立学校で実施。一部で注意を要する児童生徒がいたものの、おおむね前向きに学校生活を送っていることが確認された。

スクールカウンセラーの配置状況の推移



スクールカウンセラー配置開始。当初は中学校1校への配置。以降、配置拡充。

全市立中学校への配置完了。

全市立高校への配置完了。

全市立総合支援学校への配置完了。

全市立小学校への配置完了。

一部小規模校を除き、年間280時間以上の配置。

SC配置・相談状況

○配置校数(R3):244校(全市立学校)

小学校:153校 中学校:64校

義務教育学校:8校 高等学校:11校

総合(特別)支援学校:8校

○配置人数(R3):174人

(うち、スーパーバイザー5名)

○相談件数(R2)

・児童生徒・保護者:5,291件

うち主訴が不登校:1,596件(約30.2%)

・教職員:6,479件

うち主訴が不登校:1,747件(約27.0%)

スクールソーシャルワーカーの配置状況の推移

平成

20年度 21年度

24年度

28年度

令和
元年度

スクールソーシャルワーカー
配置開始。当初は小学校
3校(3中学校区)への配置。
以降、配置拡充。

教員研修「学校でのソシヤ
ルワーク実践研修」開始。

SSW配置・活動状況

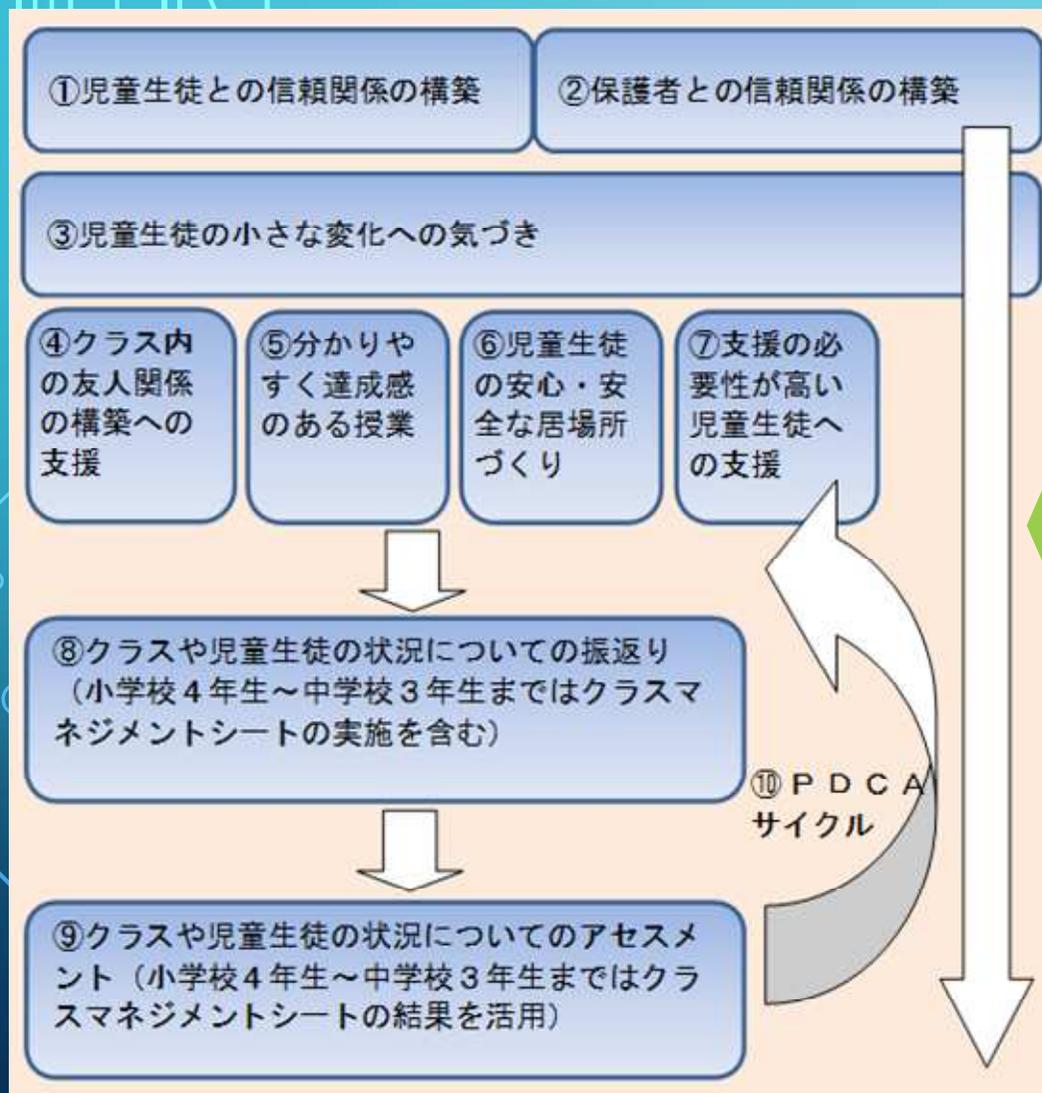
- 配置校数(R3):77校
(全中学校区+全定時制高校)
小学校:57校 中学校:9校
義務教育学校:8校 定時制高等学校:3校
- 配置人数(R3):54人
(うち、スーパーバイザー4人、派遣型1人)
- 支援対象児童生徒数(R2):1,508人
うち、継続支援:1,072人
うち、課題が不登校:404人
(約37.7%)

派遣型SSWの配置開始。

定時制高校への配置開始。

全市立中学校区への配置
完了。

京都市の不登校の未然防止に関する基本的考え方

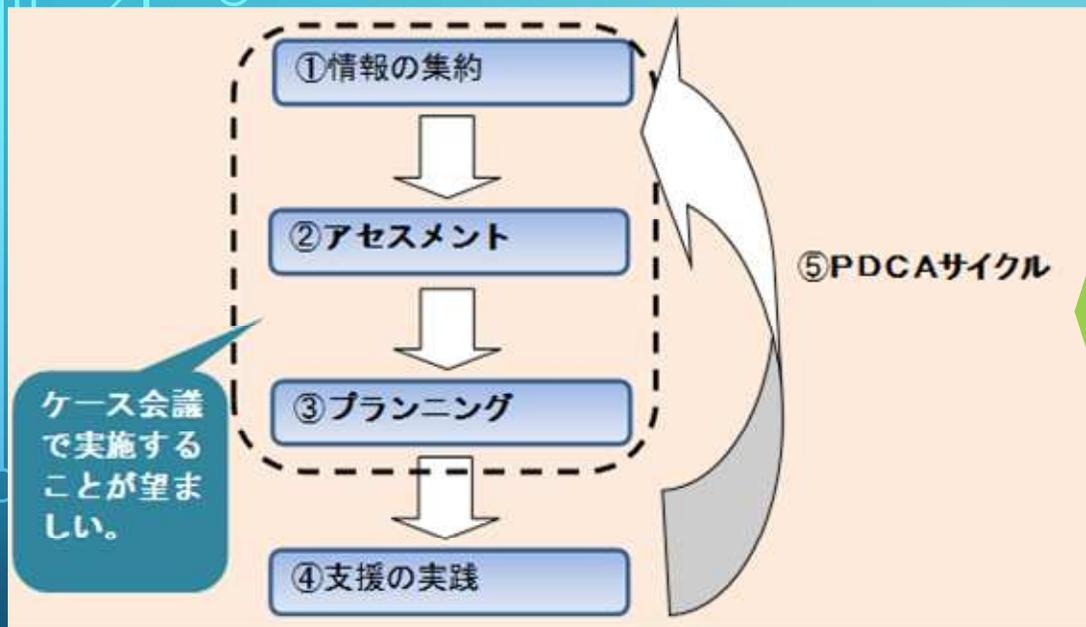


SC, SSWの関与

- ・授業観察
- ・教職員とのコンサルテーション
- ・心理教育の実施
- ・アセスメントシートの活用
- ・クラスマネジメントシートの活用など

「心の居場所づくりハンドブック」(京都市教育委員会)から抜粋

京都市の不登校児童生徒支援の基本的考え方



SC, SSWの関与

- ・ケース会議への参画
- ・教職員とのコンサルテーション
- ・カウンセリングの実施
- ・アセスメントシートの活用
- ・クラスマネジメントシートの活用
など

「心の居場所づくりハンドブック」(京都市教育委員会)から抜粋

心の居場所づくりハンドブック

不登校の未然防止や不登校児童生徒への支援について解説した教職員用指導資料。教育学，心理学，精神医学，ソーシャルワーク等の知見をベースに具体的な方策について記載。また，令和3年度には，GIGA端末等を活用した不登校児童生徒支援のあり方について記載した同ハンドブックの別冊を作成・配付した。

不登校や別室登校の子どもへの授業配信，オンラインでの行事参加などの取組が徐々に広がる。

- 1 作成年度 平成29年度(令和2年度に改訂)
- 2 配付対象 京都市立学校の全教職員(SC, SSW含む)
- 3 主な内容
 - ①児童生徒の心の居場所づくりの基本的な考え方
 - ②不登校の未然防止
 - ③不登校児童生徒への支援
 - ④京都市の支援施策
 - ⑤教育機会確保法や各種通知，要綱等の資料
 - ⑥京都市内の相談機関の一覧

心の居場所づくり ハンドブック

(別冊 登校支援ハンドブック)

～ 不登校の子ども一人ひとりに
寄り添った支援のために ～

令和2年4月
京都市教育委員会

クラスマネジメントシート

アンケート調査を通じ、学級担任等がクラスや児童生徒の状況を的確に把握し、学級経営などに生かすための京都市独自のツール。

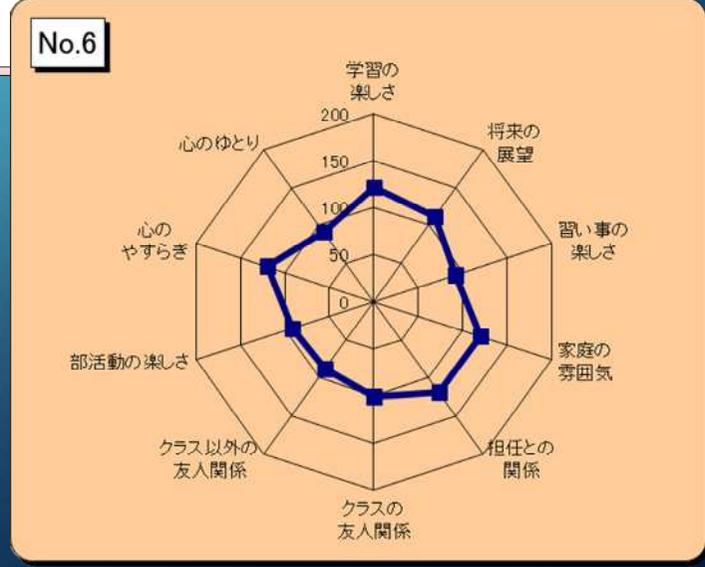
- 1 活用開始年度 平成25年度～
- 2 対象 小学校4年生～6年生, 中学生
- 3 内容

①学級認知尺度【学級の雰囲気, 風土】

児童生徒が自分の学級をどのように感じているかを把握するための尺度。

②生活適応感尺度【児童生徒個々人の適応度】

児童生徒が自分の毎日の生活をどのように感じているかを把握するための尺度。



成果と課題

	スクールカウンセラー	スクールソーシャルワーカー
成果	<ul style="list-style-type: none"> ○コンサルテーションの日常化 ⇒効果的な課題解決, 教職員の資質向上 ○保護者や児童生徒が気軽に専門職に相談できる風土の醸成 ⇒課題解決や安心感へのつながり ○緊急時の迅速な心理支援 ⇒安心安全な学校体制の回復 	<ul style="list-style-type: none"> ○コンサルテーションの日常化 ⇒効果的な課題解決, 教職員の資質向上 ○ケース会議の普及 ○アセスメントに基づく支援の広がり(アセスメントシートの活用) ⇒チーム学校としての効果的な支援の推進 ○関係機関との連携強化 ⇒より効果的な支援の実現
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○幅広い視野を持ち, 多様な支援の方法を身に着けた人材の確保・育成 ○十分な勤務時間数の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○単なる福祉の知識だけではなく, 子どもや家庭, 学校に対するソーシャルワークに精通した人材の確保・育成 ○十分な勤務時間数の確保

ご清聴, ありがとうございます。



第2回 不登校に関する調査研究協力者会議



鳥取県教育委員会

令和3年11月25日(木)

1

ご報告
内容

○本県の不登校の状況

○本県の不登校支援施策の全体像

不登校支援を進めていく上で

○鳥取県の弱み・困り感からの取組

○今感じている不登校支援での課題

2

鳥取県の市町村数 19市町村

	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
学校数	118校	56校	4校	32校	9校
児童生徒数	28238人	14526人	801人	14525人	762人
教員数	2415人	1403人	106人	1379人	659人

公立小・中学校等の教員定数の標準に占める正規教員の割合(令和2年度)



3

強み・よさ

不登校支援における
鳥取県の現状

弱み・困り感

- ★市町村との連携が行いやすい(19市町村)
- ★学校数、児童生徒数が少ない(不登校者数)
- ★交通手段が限られている(自家用車移動)
- ★専門家、支援者が十分にいない
- ★選択肢(支援場所)が少ない

4

不登校児童数等の年次推移 (小学校)



不登校生徒数等の年次推移 (中学校)



【案】令和4年度 小学校高学年における教科担任制の推進

教科担任制推進の目的

平成28・29年度及び令和3年度「小学校高学年における教科担任制事業」の成果を踏まえ、
①学習指導の充実 ②生徒指導の充実等 ③働き方改革の推進 ④中学校への円滑な接続を視点に、鳥取県における「令和4年度小学校高学年における教科担任制」を県内の各小・義務教育学校(前期課程)で推進していく。

小中学校課

鳥取県における教科担任制の考え方

◇**学級担任間の交換授業**
 担任同士による教科担任制の推進
 (国語と算数、社会と理科等を中心に)

◇**専科教員の教科授業**
 専科加配及び級外教員による教科担任制の推進
 (外国語、理科、算数及び体育等)

【推進のための取組】
 ○教科担任制に係る連絡協議会の実施
 ○効果的な取組の情報発信

期待される効果

- <①学習指導の充実> ※学力向上に向けて
 - 教材研究が充実し、質の高い授業が提供できる
 - 同じ教材での複数回授業により指導が充実する
 - 専門的な知識や指導法を意識するようになる
 - 授業時間を意識し、焦点化された授業になる
 - 学習規律が学年で統一できる
 - <②生徒指導の充実等>
 - 学校全体で児童を見守っていく意識が高まる
 - 学年主任を中心に担任同士の会話が活発になる
 - <③働き方改革の推進>
 - 教材研究、準備の時間が短縮できる
 - 空き時間が増えることで、学級事務が効率よくできる
 - <④中学校への円滑な接続>
 - 児童が中学校での学習・生活に順応しやすい
- (平成28・29年度推進校、令和3年度推進校の報告より)

児童の感想

- いろいろ先生と話ができ、相談もできるようになった
 - 専門の先生に教えてもらい、授業が楽しく、おもしろくなった
 - 先生が代わると気持ちの切り替えができる
- (平成28・29年度推進校、令和3年度推進校の報告より)

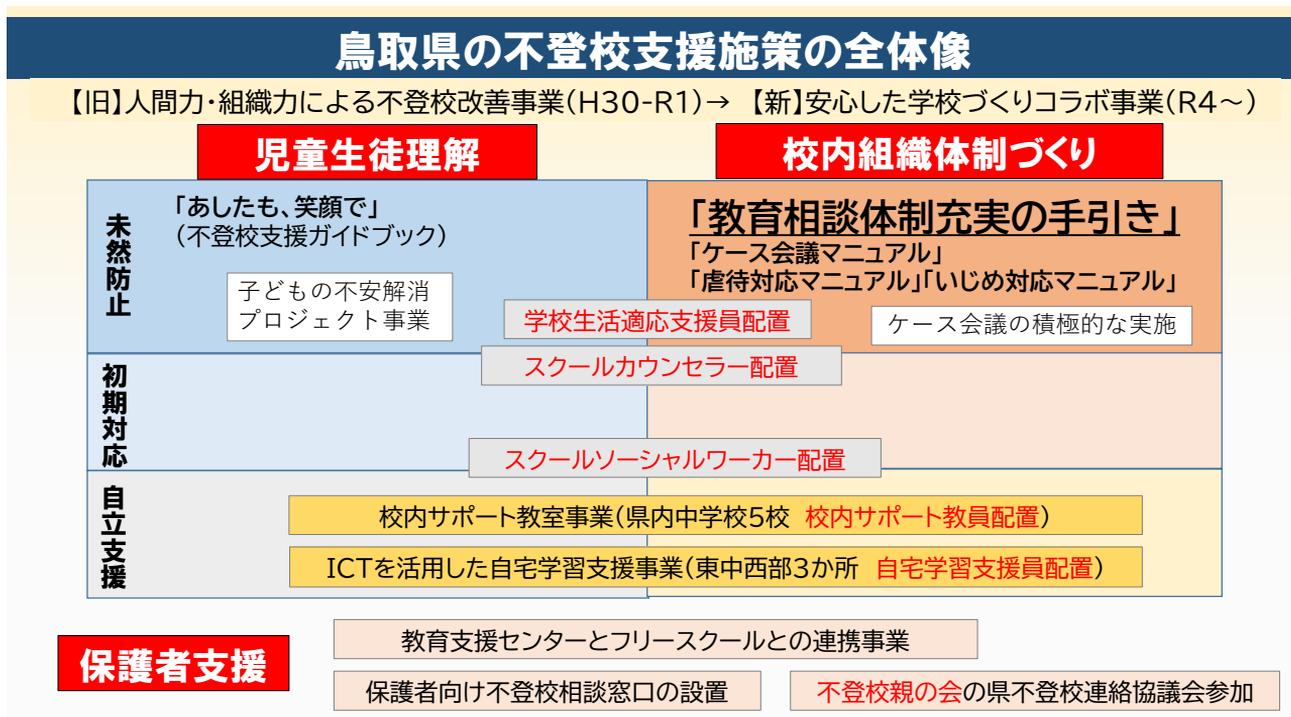
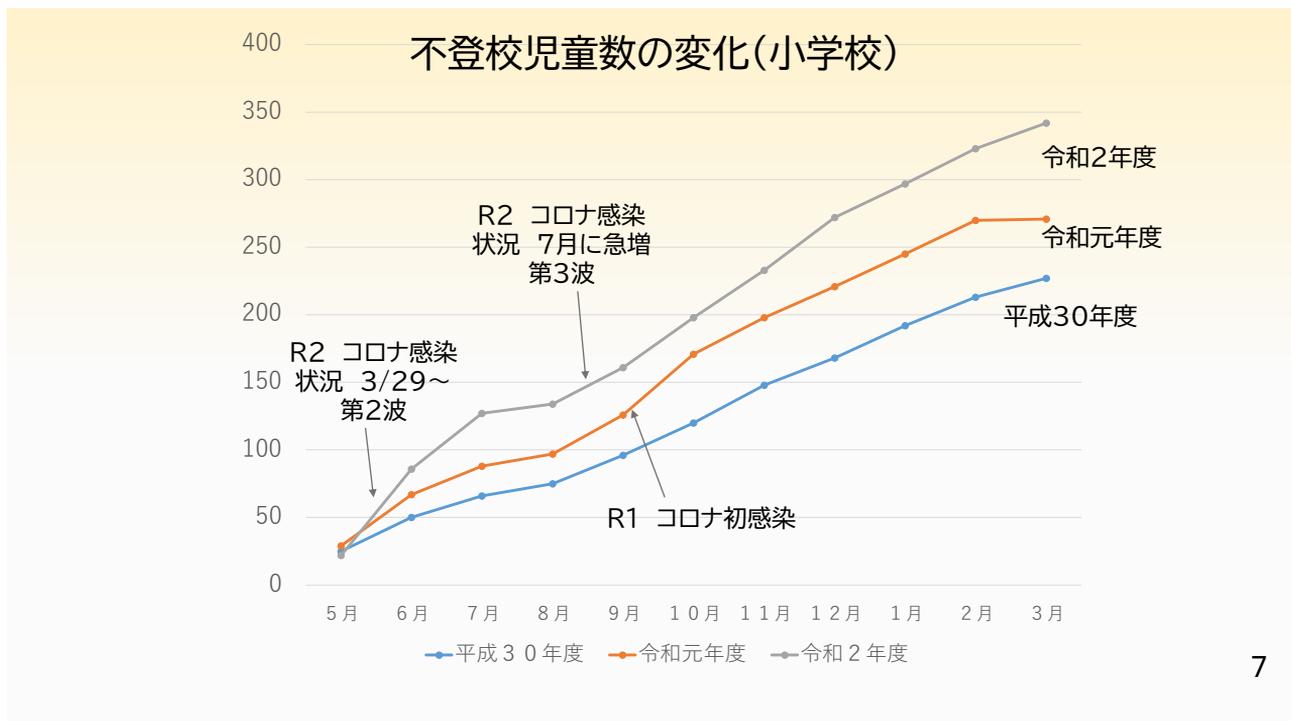
※学校規模に応じて教科担任制の指導形態を工夫する

【学級担任間の交換授業の例】

事例①	国	書	社	算	理	音	...
6年1組 担任A	A	A	A	B・F	A	G
6年2組 担任B	A	A	A	B	F	G
事例②	国	書	社	算	理	音	...
5年1組 担任A	B	B	A	C	G	H
5年2組 担任B	B	B	A	C	G	H
5年3組 担任C	B	B	A	C	G	H

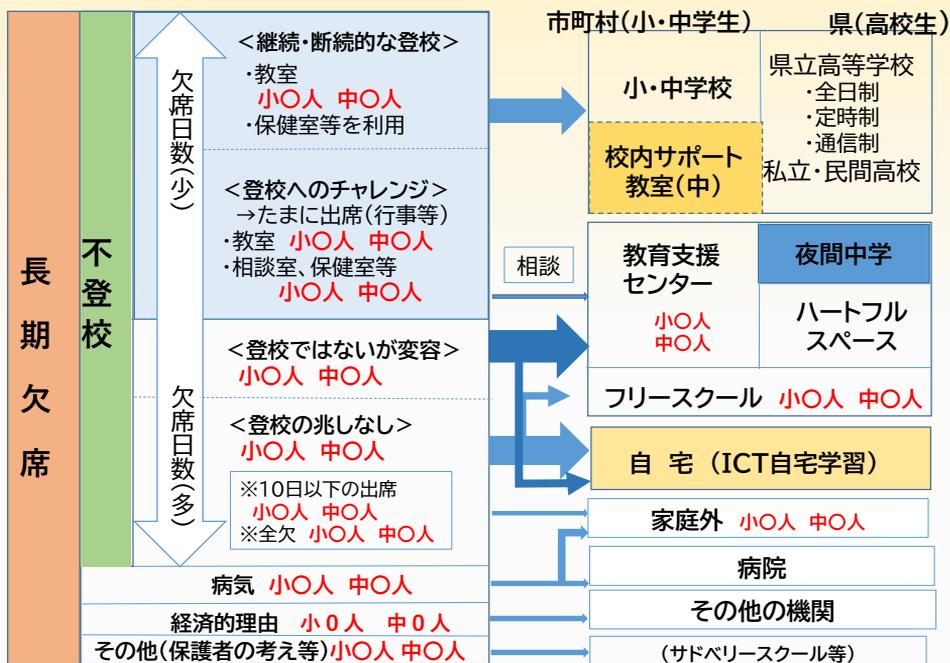
課題

- ・教務主任が時間割を組むのが大変
- ・校内研究会の工夫が必要

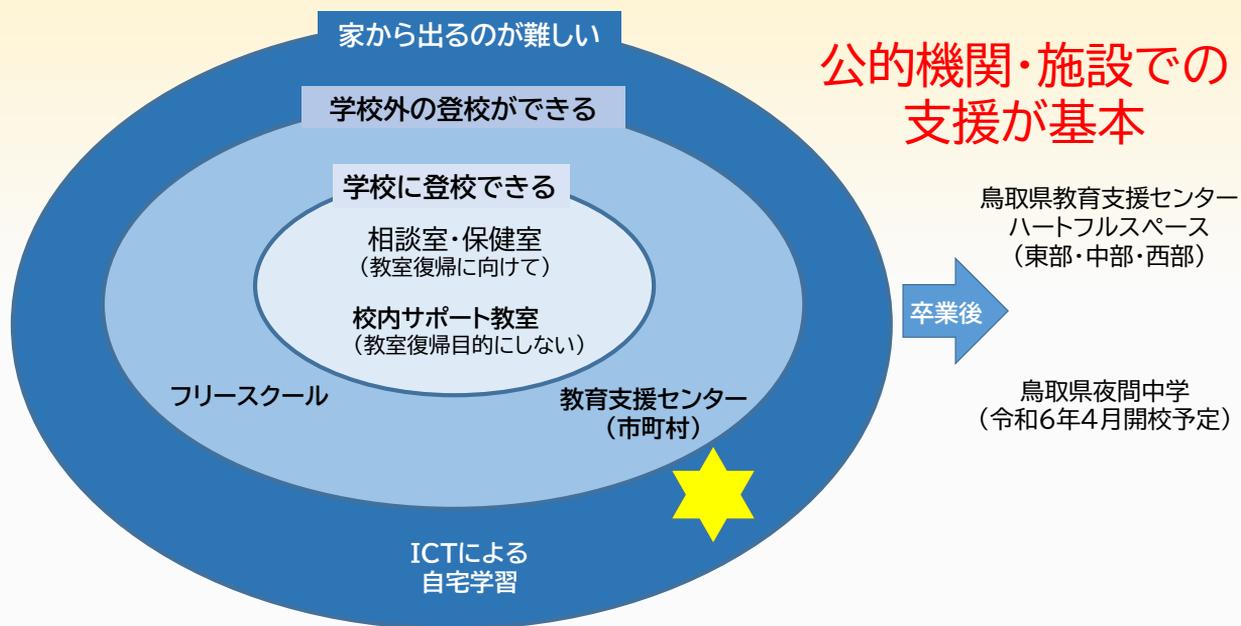


不登校の状況・支援体制

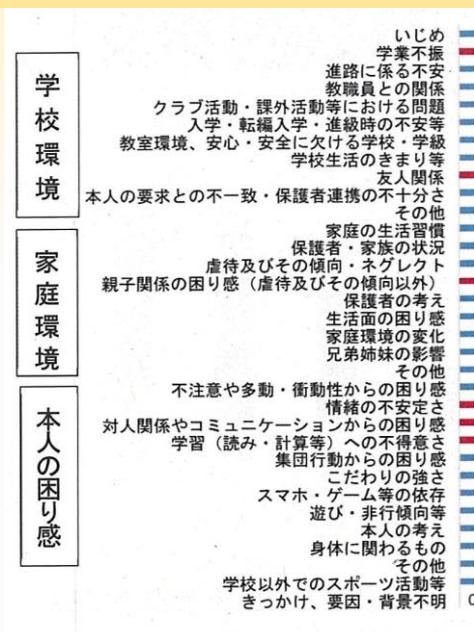
平成30年3月末時点 いじめ・不登校独自調査



鳥取県の不登校児童生徒の学びの保障・居場所づくり



H30 不登校の要因・背景把握シートによる調査結果【小学校・全児童】(複数回答可)



データなし

1 1

専門家等、人的資源の不足

不登校支援 様々な子どもたちの状況
より専門的なアセスメントに基づく支援が必要！

- SCの配置 →有資格者が不足 「臨床心理士会との連携」
- SSWの配置 →有資格者が不足 「SSW育成研修の実施」
- 病院、小児科医の数 →診察2か月待ち 「専門医相談」

学校内での組織体制づくり・教師の専門性が重要

1 2

令和3年度 専門医による教育相談会

要予約

学校生活や家庭生活での不安や悩みをご相談ください。

無 料 秘密厳守

対 象 幼児、児童、生徒及び保護者、保育・教育の関係者

相談内容

- 不登校、ひきこもり、いじめなどに関する事
- 発達の遅れや障がい、就学などに関する事
- 子育てに関する事

相談担当者 小児科、精神科の専門医

予約・問合せ ☎ 0857-28-2322 (月～金 9:00～17:00 ※年末年始・土日祝日を除く)

※予約は、ふた月前の1日から受け付けます。

※教育相談会の利用は、原則1回とさせていただきます。 ★県HPに予約状況を掲載しています。



東 部

会場：鳥取県教育センター
(鳥取市湖山町北 5-201)

中 部

会場：中部ハートフルスペース
(倉吉市上井 503-1)
中部療育園隣 (旧河北中)

西 部

会場：西部総合事務所福祉保健局
(米子市東福原 1-1-45)

1 3

「教育相談体制充実のための手引き」

～不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び早期支援に重点を置いた
チームとしての組織体制づくり～

- 1 教育相談体制充実のポイント
- 2 スクリーニング会議を活用した未然防止、早期発見及び早期支援
- 3 ケース会議を活用した支援の流れ
- 4 スクールカウンセラーの職務内容
- 5 スクールソーシャルワーカーの職務内容
- 6 教育委員会における支援

教育相談体制充実のための手引き

不登校、いじめ等の
未然防止、早期発見及び早期支援に重点を置いた
チームとしての組織体制づくり



令和元年9月一部改定
鳥取県教育委員会

1 4

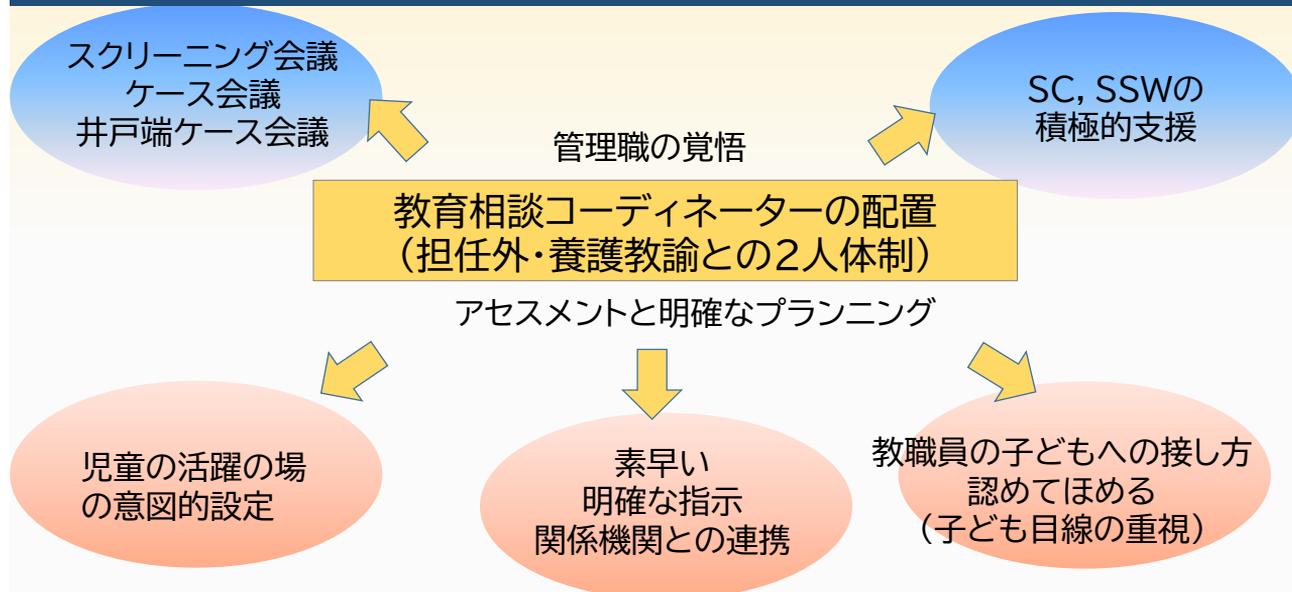
アセスメントとプランニングに基づく子ども支援 「ケース会議マニュアル」

- ケース会議の基礎
- ケース会議によるアセスメントとプランニングの実際
- ケース会議の進め方
- アセスメントとプランニングを行うにあたっての理解
- 不登校支援のためのアセスメントとプランニング
- いじめ問題への対応におけるアセスメントとプランニング
- 暴力行為への対応におけるアセスメントとプランニング
- 児童虐待への対応におけるアセスメントとプランニング



1 5

人間力・組織力による不登校改善事業(H30~R1) S小学校の取組の概要



1 6

今、感じている不登校支援の難しさ

★校内組織体制づくり

★児童生徒理解(アセスメント力の不足)

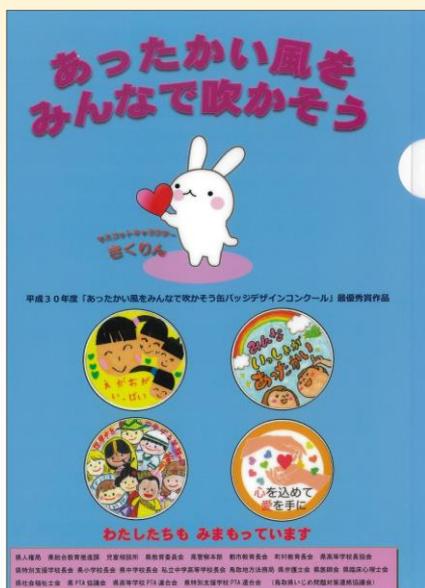
R2の状況	小学校	中学校
教育相談コーディネーター	99.2%	98.2%
スクリーニング会議の実施回数	71.9%	80.4%

●ケース会議の実施回数(県内小中学校)

年度	H29	H30	R1	R2
ケース会議の回数	1617回	2190回	2328回	2358回

17

「クリアファイル」～全小学生・中学生に配布



ご清聴
ありがとうございます。
ございました。

裏面に
相談窓口の案内



18